第１部
共通課題・建議

第１部
共同问题及建议

第１章
中国経済および日系企業の現状

2013年の中国のGDP成長率は前年同様7.7%であった。第1、第2四半期と年初来成長の鈍化が続く中、特段の経済対策の発表もなく、6月には金融不安も広がり、景気下振れ懸念が強まったが、7月以降は政府から経済成長の下限を守るとの趣旨の発言が目立つようになり、都市インフラの整備案なども打ち出され、第3四半期のGDP成長率は7.8%と3四半期ぶりに高まりをみせた。11月には三中全会（共産党第18期中央委員会第三回全体会議）で「改革の全面的深化をめぐる若干の重要問題の決定」を決議し、2020年をゴールとする広範な構造改革に取り組む姿勢を打ち出した。

政府は2014年の成長目標を前年同様7.5%前後、インフレ抑制目標を3.5%前後とし、成長の安定と経済構造改革重視の姿勢を打ち出している。

ジェトロのアンケートによれば、在中国の日系企業の黒字企業の比率は、13年にやや持ち直している。なお、経営上の課題としては「従業員の賃金上昇」を挙げる企業が依然8割を超えている。

2013年中国経済の回顧

マクロ経済：GDPは前年同様7.7%増

国家統計局の発表によれば、2013年の名目GDP（国内総生産）は56兆8,845億元、実質GDP成長率は7.7%増で、前年同様ほぼ政府目標（7.5%前後）通りの結果となった。かつては雇用と社会の安定のため8%成長がマストといわれた中国だが、昨今7%台は妥当と受け止められている。

国家統計局の記者発表等をもとに需要項目別寄与度を計算すると、最終消費3.9%、資本形成4.2%、純輸出−0.3%であった。

成長率は2012年10～12月期の7.9%増以降、2013年1～3月期7.7%増、4～6月期7.5%増と年前半は僅かながら鈍化が続いた。地方融資平台の不良債権や理財商品の急増など、シャドーバンキングの問題が注目を集め、6月には一部の銀行の資金調達難の噂が広がり、インターバンクレートの急騰や株価の急落、景気下振れへの懸念が広がった。これに対し金融当局は、流動性は市場に十分供給されているとの認識を示す一方で、流動性の調整を通じ金融システムの安定を守るとの声明を発表し、ほどなく事態は収拾された。

7月以降、政府は成長率の下限を守ることへのコミットメントを表明するほか、近距離鉄道や上下水管網などの都市インフラ整備をはじめとする需要追加策を打ち出していった。経済指標も徐々に上向き、7～9月期のGDP成長率は7.8%増と鈍化に歯止めがかかった。

11月には三中全会（中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議）が開催された。事前の噂どおり改革の議論に終始し、「改革の全面的深化をめぐる若干の重要問題の決定」を決議した。

「決定」は、公有制経済と非公有制経済の協調的発展、市場化による撤退システムの完備、企業の破産制度整備、政府の機能転換の加速、投資参入の規制緩和実施、自由貿易区の設立加速、国家安全委員会の設置、改革の全面的深化指導グループの立ち上げなど、広範な改革を打ちだすとともに、「2020年までに、重要領域と重要段階における改革において、決定的な成果をあげる」との目標を掲げた。

10～12月期の成長率は7.7%と僅かに鈍化したが、通年で7.7%と目標を達成した。四半期の成長率は7.5～7.8%と安定した1年であった。

経済目標の達成状況

2013年は年前半こそ成長の鈍化が続いたものの、概ね目標前後の実績を残した（表１）。

表1：主要経済指標と目標

	2013年		2014年
	目標	実績	目標
GDP成長率（実質）	7.5%前後	7.7%	7.5%前後
消費者物価指数（CPI）	3.5%前後	2.6%	3.5%前後
全社会固定資産投資（名目）	18%	19.3%	17.5%
社会消費品小売総額（名目）	14.5%	13.1%	14.5%
輸出入総額	8%前後	7.6%	7.5%前後
財政赤字規模（億元）	12,000	12,000	13,500
マネーサプライ（M2）	13%前後	13.6%	13%前後
都市部新規就業者数（万人）	900以上	1,310	1,000以上
都市部登録失業率	4.6%以下	4.05%	4.6%以下

注：財政赤字規模、都市新規数業者数、都市登録失業率以外は前年比伸び率

出所：国家発展改革委員会「2012年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2013年度国民経済・社会発展計画案についての報告」、「2013年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2014年度国民経済・社会発展計画案についての報告」

消費

マクロの消費を示す社会消費品小売総額は23兆4,380億元、前年比13.1％増（実質11.5％増）と、伸び率は12年の14.3％を僅かに下回ったが、月次でみれば年末にかけ伸びを高めていった。

投資

マクロの投資を示す固定資産投資（農家を含まず）は43兆6,528億元、前年比19.6％増（実質19.2％増）となり、伸び率は前年の20.3％増を僅かに下回った。

貿易

貿易総額は4兆1,603億ドルで初めて4兆ドルを超えた。前年比は7.6％増とほぼ目標（8％）並みの伸びとなった。うち輸出は2兆2,100億ドルで7.9％増と前年同様の伸びとなった。輸入は1兆9,503億ドルで7.3％増と昨年（4.3％増）より伸びがやや高まった。

国・地域別に見ると、貿易相手として大きかったのはEU、米国、ASEAN、香港、日本であった。金額は、EUが5,590億6,315万ドル（前年比2.1％増）、米国は5,210億209万ドル（7.5％増）、ASEANは4,436億1,083万ドル（10.9％増）、香港は4,010億741万ドル（17.5％増）となった。日本は3,125億5,329万ドル（5.1％減）で、2年連続の減少となった。対日貿易収支は、赤字額が261億6,610万ドルから120億303万ドルに縮小した。

輸出の上位をみると、香港が最大で3,847億9,227万ドル（19.0％増）。以下、米国が3,684億2,676万ドル（4.7％増）、EUが3,390億784万ドル（1.1％増）、ASEANが2,440億7,037万ドル（19.5％増）、日本が1,502億7,513万ドル（0.9％減）などとなっている。

輸入の上位をみると、EUが最大で2,200億5,531万ドル（3.7％増）。以下、ASEANが1,995億4,046万ドル（1.9％増）、韓国が1,830億7,262万ドル（8.5％増）、日本が1,622億7,816万ドル（8.7％減）、台湾が1,566億3,689万ドル（18.5％増）などとなっている。

貿易黒字は2,597億5,324万ドルとなった。これは2012年に比べ、286億ドル余りの増加である。

2014年の中国経済の展望

全人代で示された課題と政策の方向性

14年3月に開催された全国人民代表大会（全人代）において李克強首相は、任期初の「政府活動報告」を行った。李首相が掲げた全般的計画のポイントは下記の3点である。

まず、（1）改革の深化に向けた原動力を手に入れる。改革はすでに難関突破期と「深海区」に差し掛かっているため、必要なことを躊躇せずに実行する決心と、背水の陣を敷いて一戦交える気概をもって、思想・意識の束縛を打ち破り、凝り固まった既得権益の垣根を突き破ることが必要と訴えた。

つぎに、（2）経済の動きを合理的な範囲内に保つ。安定成長と雇用確保の下限、インフレ防止の上限をしっかり守る、とした。財政赤字は前年の1兆2,000億元から1兆3,500億元に増えるが、赤字の対GDP比は2.1％で安定すると主張。また、「政策備蓄（先を見越していろいろな政策案を用意しておくこと）」をしっかり行い、適度な事前調整や微調整を適時行い、中国経済という大きな船が間違いなくいつまでも安定した航海を続けられるようにしなければならない、と安定や備えの重要性を強調した。

そして、（3）質・効率・レベルの向上に力を入れ、民生の持続的な改善をはかる。安定成長をはかりながら、発展が主に生産要素の投入に頼るものから、革新の推進力に根差すものに切り替わること、産業の国際分業におけるロー・ミドルエンドからミドル・ハイエンドにレベルアップすること、都市農村間や地域間の不均衡が均衡に向かうことの重要性を説いた。

以上を踏まえ、2014年の経済・社会発展の目標として以下を打ち出した。

GDP成長率は前年同様7.5％前後に据え置かれた（3年連続）。目標の実現について政府活動報告は、「プラスとなる要素が少なくないものの、多大な努力を払わねばならない」と慎重な見方を示している。

政府活動報告は、「依然として発展途上国であり、いまだ社会主義の初級段階にあるわが国にとって、あらゆる問題を解決するうえでのカギは発展である」とし、「必ずや経済建設という中心をしっかりと押さえて、合理的な経済成長率を維持しなければならない」との考えを示した。7.5％という目標設定については、「真剣に比較考量を重ねたうえで経済成長率の所期目標を7.5％前後に設定したのは、必要性と可能性をともに考慮したからである」としている。

消費者物価上昇率は前年同様3.5％前後に抑制する。そのほか、都市部新規就業者数は1,000万人以上で前年より100万人増、都市部登録失業率（4.6％以内）は前年同様としている。

政府活動報告は、2014年度の重点活動として、以下を挙げた。

（1）重要分野の改革における新たな突破の実現を目指す。

— 行政審査・認可事項の撤廃や下部への委譲をさらに200件以上実施。

— 金融体制改革を深化させる（金利の市場化、金融機関の金利自主決定権の拡大、人民元レートの合理的でバランスの取れたレベルでの基本的安定、上下双方向の変動幅の拡大、資本勘定における人民元の交換性の向上など）。

（2）ハイレベルの対外開放の新たな局面を切り開く。

— 積極的かつ効果的な外資利用。

— サービス業の拡大促進。

— 公正に競争する市場環境の維持。

— 中国（上海）自由貿易試験区をしっかりと整備・管理する。

— 対外投資管理方式の改革（届出制を主軸としつつ、審査・認可権限を大幅に下部へ委譲）。

— 多国間・二国間の開放・協力。

（3）経済を牽引するメインエンジンとしての内需の役割を増強する。

（4）農業の現代化と農村の改革・発展を促す。

（5）人間を核心とする新しいタイプの都市化を推し進める。

（6）イノベーションによって経済構造の最適化と高度化を支え、牽引する。

— 生産者向けのサービス業を優先的に発展させる一方、市場競争を通じた優勝劣敗を堅持し、企業の合併再編を奨励する。生産能力過剰が深刻な業種には、環境保護、エネルギー消費、技術などの基準を強化し、各種の優遇策を整理して減らす。

（7）教育、医療・衛生、文化など社会の諸事業の整備を強化する。

（8）統一的計画に基づいて民生の保障と改善にしっかりと取り組む。

— 就業は民生の本（雇用優先戦略を実施）、所得は民生の源（所得分配体制改革を深化させ格差を縮小する）、社会保障は民生の礎（最低保障水準の引き上げ）。

— 保障性住宅700万戸以上着工。

— （住宅について）投機・投資目的の需要を抑制して不動産市場の持続的で健全な発展を促す。

2014年経済の見通し

消費については、自動車減税や家電販売補助などリーマンショック後のような景気刺激策の発動を予想する声は聞かれない。これは自動車や一部の家電に近年みられた販売不振、需要先食いへの反省があるためとみられる。所得増加に見合った消費の拡大を目指すものと思われる。

投資については、経済構造転換に伴い必要となる投資、民生の向上に資する投資は粛々と実行していくものとみられるが、投資加速の要素は見当たらない。

外需は、楽観視はできないものの、主要輸出先である欧州の経済が最悪期を脱し、米国経済も緩やかな回復が続くとみられ、若干の持ち直しが期待される。

2014年の成長率については、7％台との見方が多い。2013年6月、全国組織工作会議において習近平総書記は、「経済成長率をもって誰が英雄かを安易に論じるべきではない」と発言し注目を集め、2013年12月に発表された「地方の党政指導グループと指導幹部の行政上の成績考課活動の改善に関する通知」でも、「地域のGDPとその成長率だけを行政上の考課・評定の主な指標としてはならない」との方針が示された。2014年は全国31省・自治区・直轄市のうち20以上が成長率の目標を下げた。

2014年の成長率が目標7.5％を下回ったとしても、雇用に大きな影響がなければ、容認する雰囲気が感じられる。

在中国日系企業の経営状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）が毎年実施している企業アンケート（中国の有効回答企業数：940社、有効回答率：66.6％）によれば、在中国日系企業の黒字企業の比率は、2011、12年と低下が続いたが、2013年はやや持ち直した（図1）。

図1：在中国日系企業の黒字企業数の比率（2005～13年）

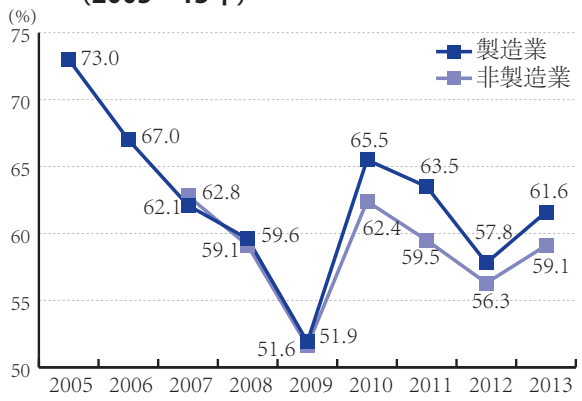

注：非製造業は2007年から調査を開始した。

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年版）

このアンケートでは、経営上の課題についても選択式で尋ねている。それぞれの選択肢を課題とした企業の比率をみると、最も高かったものは前年同様「従業員の賃金上昇」であった。比率は85.3％と突出し、問題の大きさがわかる。

表2をみると、日系企業は賃金や調達面のコスト上昇、厳しいコスト削減圧力（競合相手の台頭、値下げ要請）に直面し、コスト削減が限界にきているとの回答も半数近くあることがわかる。また、現地人材の能力・意識、従業員の質など労務面の課題も大きい。

表2：在中国日系企業の経営上の問題点

	回答項目	回答率(%)		増減(ポイント)
		2013年度	2012年度	
1	従業員の賃金上昇	85.3	84.4	0.9
2	現地人材の能力・意識	60.6	55.5	5.1
3	競合相手の台頭（コスト面で競合）	57.1	53.4	3.7
4	品質管理の難しさ	53.8	49.9	3.9
5	従業員の質	52.9	50.4	2.5
6	限界に近づきつつあるコスト削減	49.2	50.9	-1.7
7	主要取引先からの値下げ要請	45.8	49.6	-3.8
8	通関等諸手続きが煩雑	44.3	43.5	0.8
9	調達コストの上昇	43.3	49.3	-6.0
10	新規顧客の開拓が進まない	43.2	38.2	5.0

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年版）

また、国際協力銀行のアンケート「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」では、中国を「中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域」とする企業の比率（得票率）が、2012年調査の62.1％から2013年には37.5％に急落した。中国は、1992年に始まるこの質問で初めて1位の座譲り、得票率でインドネシア（44.9％）、インド（43.6％）、タイ（38.5％）などと並ぶこととなった。企業が中国を有望国から外した理由としては「労働コスト上昇・労働力確保困難」が4割強を占め最も多くなっている。

第２章
金融・財政動向

2013年の回顧

2013年の中国経済は、年前半、質素倹約令等の影響で、景気がやや下ぶれたものの、年央に中国政府が打ち出した景気下支え政策もあり、年後半には再び回復し、通年で7.7%と2012年並みの安定成長で推移した。

一方で、金融は実体経済とは異なる動きを示した。年前半は、景気がやや下ぶれたにもかかわらず、緩和的な金融環境もあり、信用量・通貨供給量は高い伸びを続けた。これに対して、6月、国務院が通貨供給量の伸びを合理的に抑えることを決定、これを受けた中国人民銀行の公開市場操作もあり、短期市場金利が一時的に高騰した。年後半も、市場金利は総じて高めに推移、その影響もあって信用量・通貨供給量の伸びは鈍化に向かった。財政面では、中国政府は、「構造的な減税政策」の一環として、2012年に開始したサービス業にかかる営業税の増値税への変更の適用範囲を、全国に拡大した。また、不動産市場の好況を受けて、土地譲渡収入が大幅に増加した。

金融政策

2011年以降、預貸率規制や中国人民銀行の窓口指導を回避するため、銀行を通じない資金仲介手段（所謂シャドーバンキング）が急速に発達してきた。特に、2013年前半は、緩和的な金融環境の下で、シャドーバンキングを含む信用量の伸びが顕著となった。中国政府としても、こうしたシャドーバンキングを含む信用量の比較的速い拡大が、レバレッジを上昇させ、金融リスクに繋がりうることを徐々に警戒するようになった。

図1：中国における信用量の推移

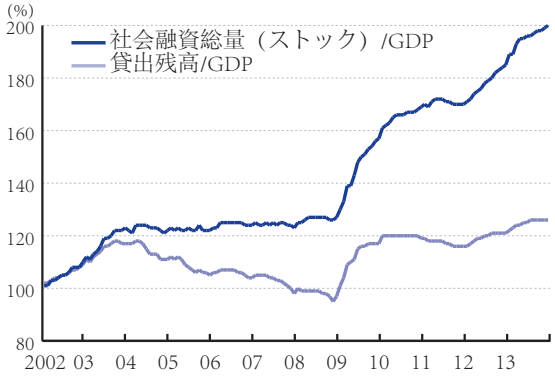

注：社会融資総量残高は、2001年末残高を銀行貸出残高とし、その後のフローの社会融資総量を累計して推計。また、分母の名目GDPは、各年の数値を用い、各月が等速で増加していると仮定。

3月の全国人民代表大会の記者会見で、周小川行長は、「緩和的な金融政策は取らない。M2の目標は多少引締め気味」と表明、その後は、短期市場の過剰な流動性を吸収するタイト気味の金融調節スタンスに移行した。また、6月19日の国務院常務会議では、金融のストックを活性化させ、通貨供給量の伸びを合理的に抑える旨を決定、金融調節にも反映させた。折しも6月は、①税揚げ、②準備預金の積み増し、③端午節の祭日到来といった要因で、流動性に逼迫感があったため、中国人民銀行による資金吸収オペの実施（または資金供給オペの見送り）に端を発し、短期市場金利が一時的に高騰する局面がみられた。

図2：短期金融市場金利の推移

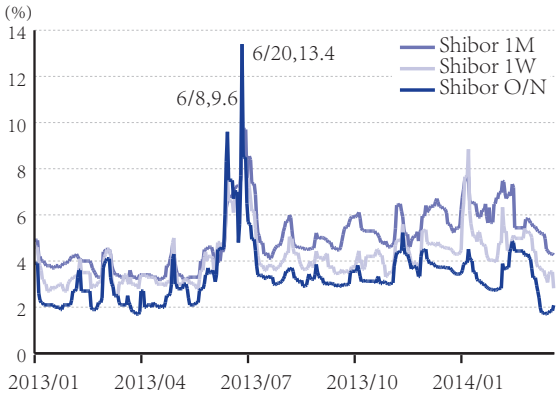

7月以降は、中国人民銀行は、短期市場金利の高騰を回避するために、機動的に公開市場操作を実施した。その結果、短期市場金利は、概ね安定して推移するようになったが、中国人民銀行による引締め気味の金融調節の結果、5月以前と比べれば、１～２％高い水準で推移した。また、社会融資総量も、年後半にかけて減少した。

図3：社会融資総量の推移

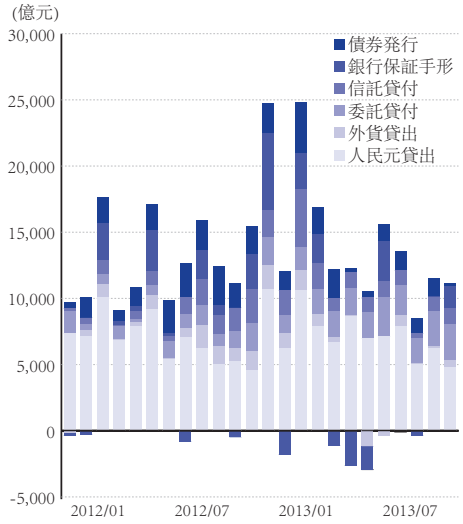

為替市場では、年初から４月まで、巨額の資本流入を背景にして、人民元は為替レートの変動幅上限に張り付く形で上昇したが、5月に外貨管理局が「外貨資金流入管理にかかる問題に関する通知」を公布し、ポジション管理を強化したこと、米国連邦準備理事会（FRB）の量的緩和の縮小をめぐる思惑から海外市場で金利が上昇したこと等から、一旦資本流入の動きが停止した。その後、第４四半期には資本流入が再開、これに伴い、為替相場も再度人民元高の方向で推移した。

図4：人民元レートの推移

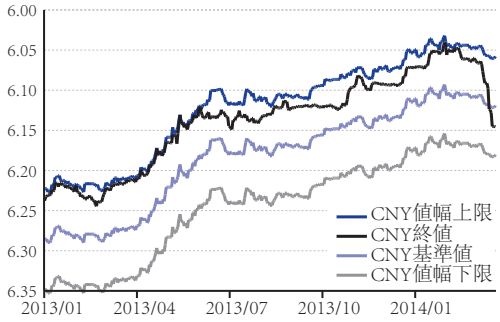

財政政策

2013年の全国財政収入は12.9兆元と前年比10.1％増、全国財政支出は14.0兆元と10.9％増で着地、財政赤字は1.2兆元となった。中央政府の税源となる輸入増値税・消費税が予算未達となる一方で、主に地方政府の税源となる不動産関連税収は、不動産市場の好調を受けて大幅増収となった。

また、2013年は、不動産市場の活況を受けて、政府性基金収入が大幅増となった。地方政府性基金収入は4.8兆元（前年比39.2％増）、その中でも土地譲渡収入は4.1兆元（前年比44.6％増）となり、過去最高を更新した。

2012年から実施しているサービス業にかかる営業税の増値税への変更政策については、8月1日に、それまでの12の省・市から全国に適用範囲が拡大された。通年で約1,400億元の減税効果があったとされる。この他に、小規模・零細企業に対する増値税・営業税の課税最低限を引上げ、600万社以上の企業が恩恵を被ったとされる。

図5：土地譲渡収入の推移

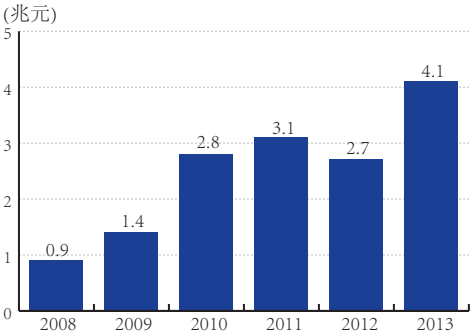

2014年の展望

中国政府は、2014年の経済成長の予測目標を前年並みの7.5％前後に設定、安定成長を維持する意向である。

金融政策については、全国人民代表大会で、M2の目標値が対前年比13％増に据え置かれた。「緩和・引締めの程度を適切に保ち」、「社会融資総量を適度に増加させる」とし、引き続き「穏健な金融政策」というフレームワークを維持しながら、信用量の増加を注視するスタンスを示している。

一方、2013年初めから、炭鉱関連の信託商品や、過剰設備問題が指摘されていたソーラーパネル製造企業の社債等で、支払遅延が散見されるようになっている。金融市場は、金融システムに対する懸念、特に資産・負債の期間ミスマッチ構造を背景とした流動性リスクに神経質になっている。李克強総理は、全国人民代表大会後の記者会見で、個別のデフォルトは回避困難としつつ、システミックなリスクに発展しないよう防止、対処をしなければならないとしている。金融政策面では、一方では信用量の増加を適度に抑え、他方では金融システムにも配慮する微妙な舵取りを迫られるものとみられる。

財政政策については、財政赤字の対GDP比率を前年度から引き続き2.1％とした。構造的減税の効果が続き、税収の増加が限られる中、民生分野を中心とした必要財政支出は増加している。公務接待費等は抑制する方針を打ち出しているものの、必要な財政支出は赤字発行で対応し、緊縮的な財政政策をとらない方針が示されている。他方で、本年１～２月の土地譲渡収入は、沿海部大都市を中心に大幅増が伝えられている。地方政府の財源の一部は、土地譲渡収入で賄えることが意識されており、大幅な国債発行増額は必要ないと判断されたものと思われる。

第３章
貿易・通関上の問題点

2013年の中国の貿易総額は前年比7.6%増の4兆1,603億ドルと過去最高を更新し、初めて４兆ドルを突破した。増加率は2012年より1.4ポイント高まり、当初目標の「8%前後」に近いものとなった。輸出は7.9%増の2兆2,100億ドル、輸入は7.3%増の1兆9,503億ドルで、輸出の伸びが輸入を上回った結果、2013年の貿易黒字は2,598億ドルとなり、４年ぶりに拡大に転じた2012年に続いて拡大した。

日中貿易は、09年はリーマンショックの影響を受け減少したが、その後は順調に増加を続け、11年に過去最高を記録した。しかし12年、13年は減少した。財務省貿易統計（円ベース、輸出は確報値、輸入は速報値）をジェトロがドル建て換算したところ、13年の日中貿易は総額3,119億9,518万ドルで前年比6.5%減となった。対中輸出は1,298億8,328万ドル（10.2%減）、輸入は1,821億1,190万ドル（3.7%減）で、貿易収支は日本側の522億2,863万ドルの赤字となった。日中貿易額は2年連続の減少となったものの、中国が07年に米国を抜いて以降、日本の貿易相手国として1位である構図にかわりはない。

中国の統計（注１）では、12年末の在中国日系企業数は2万3,094社と2万社を超えている。対中投資額は2013年に前年比4.3%減（71億ドル）と減少した。しかし、2012年は全体の投資受け入れが同3.7%減となるなか、同16.3%増と05年の金額を抜いて過去最高（74億ドル）を記録していた。そのピークと比べても投資額はそれほど減っていない。また、減少したとはいえ、2013年の実績では、香港を除くとシンガポールに次いで第2位である。日本企業が中国に生産拠点を設置し、中国での競争力強化と内需深耕に向け経営資源を傾斜していることが分かる。日系企業は中国での積極的な事業展開にあたり、グローバルなサプライチェーンの中で日々貿易に従事している。

中国政府はWTO加盟後、貿易・通関面において、制度面の効率化、透明度・サービスの向上など、各種の努力を行っており、以前に比べると環境は大きく改善している。しかしながら、日系企業からは2013年白書に続き「通関等諸手続きが煩雑」、「通関に時間を要する」、「通達・規則内容の周知徹底が不十分」などの改善要望が寄せられており、更なる法制度整備および運用統一化を期待する声が大きい。ジェトロが在中国日系企業に行った調査（注２）でも、回答した企業（896社）の44.3%が「通関等諸手続きが煩雑」を経営上の問題点として挙げている。

注１：「中国貿易外経統計年鑑2013」

注２：「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2013年度調査）」。調査時期は2013年10～11月。

貿易・通関における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において税関審査や法制度の解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。貿易関連制度の変更が多いこともあり、税関の窓口で十分な対応ができず、輸出入手続きにおいて混乱を招くケースも発生している。昨年に引き続き、同一商品が通関担当者によって異なるHS番号区分と判定され、関税や輸出還付税率が異なるケースも発生している。全国で統一的な運用がなされるよう要望したい。

また、2013年白書に続き、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示および具体的な実施方法の周知徹底を再度お願いしたい。また、税関による通関許可とCIQによる許可が連動していないケースも多々発生している。このような事態が発生しないよう、制度運用の透明性と省庁間の情報共有の向上を要望したい。

通関手続きの複雑（煩雑）性

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。2013年8月から1,507税目の一般工業商品が輸出検査の対象から外れたことなど貿易の利便化を図る政策は歓迎できる。しかしながら、商品輸入時のHS番号の取得に多大な時間を要するケースや、危険品に関して数多くの法令が公布されており、所管機関も多いことなどから各地のCIQが対応に苦慮するなどの問題が存在する。HS番号の事前教示制度については、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう手続きの簡素化が望まれている。通関手続きの簡素化、リードタイムの短

縮を望む声も依然多い状況である。

その他、中古生産機械および設備に関する輸入手続きが煩雑で時間がかかるとの指摘がある。また依然として分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない状況も続いている。そのため本社名義での通関書類作成、捺印などが必要となっており、手続きが煩雑で、時間を必要としている。貿易は外資系企業にとって頻繁に発生する日常業務であり、制度の緩和を改めて要望したい。そういう意味で、税関総署が2013年5月よりペーパーレス化の対象地域・業務等を拡大した点は評価できる。今後さらなる緩和を進めて頂き、将来的に全ての申告においてペーパーレス通関が出来るようにしてもらいたい。

更なる自由化への期待

中国政府は貿易の更なる自由化のため、近年諸外国・地域との積極的なFTA締結に向けた取り組みを進めており歓迎できる。そして、日中韓三カ国で日中韓FTA、ASEANと日中韓三カ国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの16カ国で進める東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）の交渉も進めている。これらの締結により、関税・非関税措置の撤廃及び段階的な削減がもたらされ、貿易の自由化・円滑化がこれまで以上に進むことが期待されるため、早期締結を要望したい。

また、情報技術協定（ITA）は、IT製品の関税を撤廃することにより世界経済の成長に大きな役割を果たしてきたが、1997年の協定発効以来月日が経過し、さまざまな面で見直す必要性が高まっている。協定発効以来一度も更新されていない対象製品を技術的進歩に合わせて拡大することが喫緊の課題となっている（加盟国の拡大も課題）。中国がITA拡大交渉終了に向けて主導的役割を果たすことを要望する。

＜建議＞

①通関手続きの簡素化、リードタイムの短縮を要望したい。

②通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法について配慮してもらいたい。

③同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税区、物流園区または保税港区の運用や規則、規定に対する解釈も、地域や担当者により異なる。全国統一的運用の指示を要望したい。HS番号の事前教示制度につき、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう手続きの簡素化を望む。

④輸出入通関のペーパーレス化が進められているが、より一層の進展を望む。

⑤危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多い。かつ実施細則の制定がないなど、各地のCIQが対応に苦慮している。運用の明確化・手続きの簡素化を要望したい。

⑥暗号管理条例において現在禁止されている海外製の暗号製品の輸入・販売の許可を要望したい。

⑦生産機械の中古品の輸入規制があり、輸入手続が煩雑であり、時間がかかる。改善を要望したい。

⑧分公司名義（分公司印）での通関を認めて貰いたい。

⑨企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、ATAカルネの使用を認めていただきたい。

⑩中国の子会社が日本の親会社から輸入する部材価格に、親会社に支払っている製造技術ライセンスのロイヤルティを加算するケースがある。製造技術ライセンスは輸入部材ではなく、完成品製造に関するものであり、国際標準に従った関税評価ルールの運用徹底を要望したい。また手続きに多大な時間を要するため、簡素化を要望したい。

⑪サービス貿易などの対外送金において、3万ドル基準が5万ドルに引き上げられるなど改善はみられたが、同基準の撤廃、もしくは基準のさらなる引き上げを要望したい。

⑫税関のシステムトラブルの影響で、輸出入通関が停止または大幅に遅延する場合がある。物流企業や荷主企業に不必要なコスト負担や生産活動への影響があるため、トラブルに対するバックアップなど、正常な通関業務の維持に向けた体制の構築を要望したい。

⑬情報技術協定（ITA）は、IT製品の関税を撤廃することにより世界経済の成長に大きな役割を果たしてきたが、1997年の協定発効以来月日が経過しさまざまな面で見直す必要性が高まっている。中国がITA拡大交渉終了に向けて主導的役割を果たすことを要望する。

⑭日中韓FTA（自由貿易協定）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の早期締結を要望する。

第４章
税務・会計上の問題点

2013年は増値税改革が全国ベースで開始されるなど、税制上で大きなルール変更が生じた1年であった。個別の論点をみると、出向者の立替金送金に絡むPE課税、移転価格調査の強化、駐在員事務所に対する課税管理強化など企業の事業運営に支障を来たすケースが引き続き発生している。

税務上の問題点

制度運用上の問題点

税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって意思決定がなされることがある。しかしながら、税務当局の運用には地域差があったり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。また通達の公布では、突発的に公布されて対応への準備期間がなく、さらに遡及適用されるケースも少なからず存在する。納税者の利便性を高めるため、税務問題について全国の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行い、ルールの制定にあたっては納税者の対応に十分に配慮することを引き続き希望する。行政上の対応を行うにあたり、納税者が税務当局のみならず、商務局や外貨管理局などと併せて相談することがある。しかし、政府機関の間で連携がなされないために納税者の負担が増すことがある。そのため、各政府機関が異なる対応を取る際には調整を行うよう政府機関間の連携を要望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する中国での救済措置として上級税務機関への不服申立が認められている。一方で実務上は、課税判定を受けた税額を税務当局に納税しないと不服申立ができないとともに、実際に外資系企業が上級税務機関に不服申立をしても最終的に望ましい判断が得られるかについて不安を拭い去ることができない。また、別の救済措置としては相互協議が挙げられ、日中間では定期的に相互協議が開催される。しかしながら、税務当局の担当部門の人員不足もあって、相互協議に委ねて問題解決するには相当な時間を要する。そのため、こちらも納税者にとって十分に有用な救済措置になっていない。納税者の立場からは税制及び法令整備にて一定の成果があるとの声があるが、実質的な納税者の権益保護が望まれる。また、納税者から連結納税制度の導入を期待する声が少なくない。

流通税（増値税・営業税）

2012年1月の上海でのスタートを発端に営業税から増値税への改革が段階的に各地で行われており、2013年8月以降は全国ベースで統一した制度が運用されている。今後も対象範囲が拡大され、サービス取引は営業税から増値税の課税対象として収斂される予定になっている。制度面にて地域差がなくなったことから当該改革を評価する声がある一方、対象取引範囲の解釈等で統一的な運用がなされていないとの声が日系企業から聞かれる。さらに、物流業者など一部の業者には税負担が大きくなる事態も生じている。そのため、運用面での統一化を要望するとともに、一部の業種のみに過度の負担を課すことがないよう改善策を講じることが期待される。

所得税（企業所得税・個人所得税）

駐在員事務所に対する企業所得税の課税強化が北京を中心に行われている。細則規定が明確でないこともあり、事務所運営上不安定な状態がなお続いている。純粋に本社との連絡業務及び補助業務のみを実施している駐在員事務所に対しても経費課税を強いるなど運用面での問題も存在する。

また、日系企業の中には、重複した機能を統一して事業の効率的な運営を図るため、合弁や分公司化、若しくは傘型会社を利用した持分出資を検討するケースが増えている。持分譲渡を進めるにあたっては、課税繰延となる特殊税務処理がルールにて規定されているものの、税務局から認可を受けられずに再編が遅々として進まないケースもあるため、規定に基づいた迅速な対応を税務当局に期待したい。

個人所得税では、出向者に対する海外における社会保険の会社負担分を中国で課税する動きがある。過去の免税にかかる通達が2011年1月に廃止され、実際に出向者の課税所得に含めるよう税務当局から指導を受けたケースも出ており企業は対応に苦慮している。日本の社会保険への課税は企業及び納税者に対して過大な負担となるため、非課税措置の明確化が望まれる。

移転価格税制

税務当局による移転価格調査が強化されている。中

には、グループの全現地法人に一斉に調査を行う全国連合調査を受ける企業も出ている。調査では企業の機能及びリスク、業界動向、そして所得移転の蓋然性を十分に確認せずに高い利益率を追及するケースも散見される。さらに、地域によっては税務当局が低利益率（若しくは赤字）だと企業に自主調整を促す事例も出ている。そのため、利益率のみで追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮した上で全国で統一して移転価格税制を運用することが期待される。

恒久的施設（PE）課税

各地でPE課税の認定における税務問題が頻発している。1つ目は、日本をはじめとする海外からの出張者に対するPE認定である。日本から中国への長期出張者に対して、コンサルタント役務およびプロジェクト管理期間をめぐってPE課税される事例が発生しており、技術移転の阻害要因となる可能性がある。2つ目は、国外本社からの派遣駐在員に対するPE認定である。駐在員の人件費の国外への立替送金にあたり、PE課税を受けた上で納税しないと送金に支障を来たすケースが見られる。2013年には詳細規定が公布され、真の雇用者が中国会社と判定されれば課税されることなく送金可能なものの、実務上は地域により税務当局の取扱いが大きく異なっている。駐在員の人件費の立替送金がPE認定を受けずに滞りなくできるよう、税務当局の画一的な対応が望まれる。

会計上の問題点

会計において注目される問題として、中国新企業会計準則（以下、新準則）の動向があり、これは、次の2つの観点から注目されている。第一に、グローバルな会計基準の方向性として国際財務報告基準（以下、IFRS）への統一が模索される中、経済大国としての中国がどのような方針を持ってIFRS統一の動きに対応しているか、第二に、中国における会計基準の動向が、在中国日系企業にどのような影響を与えるか、という点である。

新準則とIFRSの関係

現行の新準則は、2006年に公表され2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用し財務諸表を公表している。新準則は、2006年当時のIFRSを参考に作成された会計基準であり、その後のIFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的なアップデートがなされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについては、現在、新準則本文の追加、修正作業が進行中であり、その一環として、2014年１月から２月にかけて、「従業員報酬（新準則第9号）」、「財務諸表の表示（新準則第30号）」、「連結財務諸表（新準則第33号）」、「公正価値測定（新準則第39号）」、「共同支配の取決め（新準則第40号）」の５つの準則が正式に公表された。また、2014年2月末現在、「長期持分投資（新準則第2号）」、「金融商品の表示（新準則第37号）」の改正や、新規追加として「他の企業への関与の開示（IFRS第12号）」の公開草案が公表されている。

経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのように取り込むかについては、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えると考えられており、その動向が注視されている。これについては、中国財政部が2010年に「中国企業会計基準のロードマップ」において表明しているとおり、中国ではIFRSを直接採用（アドプション）することはせず、新準則にIFRSの内容を取り込み同等性を維持するコンバージェンス（中国語原文では「趨同」）を採用するとしている。中国政府としては、自国の会計基準をIFRSに委ねることを望まず、むしろ、新準則を世界に容認させようとする動きが強化されているように見られる。その動きの代表的なものとして、従来、香港証券市場では実質的にIFRSと同等の香港会計基準のみが会計基準として認められてきたが、2010年末以降、中国国内企業については、新準則による開示が認められるように制度改正された点などに現れている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業は中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は旧企業会計準則（以下、旧準則）を採用してきた。しかしながら、近年、各地財政当局の指導により、非上場企業である大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、これに伴い日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。現在、新準則適用が実施または予定されている地域は、広東省、福建省、湖北省、上海市、青島市、遼寧省、吉林省などであるが、第十二次五カ年規画（2011～2015年）において「新準則体系の全面実施」が提唱されており、2015年までに新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことがも予想される。したがって、現在、まだ旧準則を採用している日系企業も早晩、新準則の適用が強制されると予想されるため、その準備を行うことが望ましいと考える。なお、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業については簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点として、次の点が上げられる。(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計の考え方はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計の考え方が採用されている、(4)

旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定めれている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表及び注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担が増える、などである。

なお、当初公表された改訂新準則第33号「連結財務諸表」（公開草案）においては、一定の連結財務諸表の作成免除規定が導入されていたが、2014年2月に正式に公表された改訂第33号においては、当該作成免除規定は採用されず、従来どおり、子会社を有する会社は連結財務諸表の作成が強制されることになった。

＜建議＞

①税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し、地域差をなくし、窓口裁量権限を可能な限り少なくする税務対応を要望する。

②法制度の突発的な改定により、企業収益を圧迫する事態が発生している。法制度の通知にあたっては、周知のための期間を十分に取り、遡及適用を行う施行も取りやめてもらいたい。

③中国内納税者救済手続及び不服申立制度について、課税再審査請求は独立した機関に対して申し立てるのではなく、対応する税務局の1つ上級の行政レベルの税務局に申し立てることになる。その審査体制は不明確であり、十分に機能しているとは言い難い。手続きの円滑化及び制度の改善を望むとともに、租税裁判所の創設を要望する。

④国家税務総局による二国間相互協議について、極めて長期間、継続されるケースが多い。国家税務総局担当部門の人的強化を図り、相互協議が円滑に機能することを望む。

⑤外貨管理制度について、貨物貿易に関する外貨受取・支払照合制度の撤廃、資本項目の許認可手続きの簡素化など一定の改善がみられた。しかしながら、まだ人民元での資本取引の自由化認められないなど厳格な制度は残っており、進出企業の負担増になっているため改善を希望する。

⑥海外から人民元による投資が認可されるなど規制緩和の動きがみられる。一方、外貨建て資本金を人民元にして再投資に回せないなど、再投資でのハードルは依然として高いままであり改善を望みたい。

⑦本社からの派遣駐在員および出張者に対し、不当にPEの嫌疑をかけることなく、企業の申請に基づき速やかに海外送金を実現する対応が望まれる。また、コンサルティング契約期間が半年を超える場合、出張者の実際の滞在日数に関わらず、送金にて源泉企業所得税と個人所得税の納税義務が生じるケースがあり、日中租税条約でのPEの定義の明確化を要望する。

⑧移転価格調査が強化されており、課税ありきの姿勢で有無を言わせぬ調査が展開されている。個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上で課税根拠を明確に示すことを税務当局に要望する。

⑨中国におけるグループ会社の組織再編のニーズが高まっているが、組織再編にて課税の繰延を行う特殊税務処理を取得するのは実務上難しい。規程に則った運用が図られるよう改善してもらいたい。

⑩中国全土での増値税改革がスタートしたが、対象取引範囲の解釈及び運用は税務当局によって異なる部分もあるため、解釈を統一してもらいたい。また、物流業など一部の業種に税負担が大きくなる事態が発生しており改善が望まれる。

⑪地方当局により保税区および保税物品に対する理解と運用が異なっている場合がある。今後、全中国における保税区企業および保税物品に対する税務および税関管理の統一を望む。

⑫日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して個人所得税を課税する動きがある。もし実行されることになれば、納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、これまで通り非課税となることを明確にすることを要望する。

⑬現在グローバルでIFRS対応への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できたり、連結決算制度を導入するといった中国企業会計制度の柔軟な対応が望まれる。

⑭新しい企業会計準則への移行措置が各地で異なっており、今後義務化するにあたっては事前準備期間を考慮した全国一律対応が望まれる。また、当該準則は2012年4月に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたがまだ差異があり、一層のコンバージェンスへの取り組みを要望する。

第５章
労務上の問題点

2013年における労働紛争の基本状況

2013年に全国の主要地域で発生した労働紛争事件は、2012年に比べ、数量において明らかに増加した。北京市を例に挙げると、2013年において、全市の裁判所で新たに受理された一審労働紛争事件は、前年同期比で10%以上増えた。一般的に、労働紛争事件の数は、地域の経済発展のバロメーターとなるが、近年、中国の経済成長が低迷し、一部の企業が業績不振に陥っていることが、労使間紛争の顕著な増加及び拡大を招いている。

労働管理の問題は、今後も企業（とりわけ日系企業）の経営者・管理者が慎重に対応すべき重要な課題となっている。

2013年に公布、施行された主政策及び行政措置

『「労働災害保険条例」の執行にかかる若干の問題についての人力資源社会保障部の意見』（人社部発[2013]34号）

『「労働災害保険条例」改訂にかかる国務院の決定』（国務院令第586号）（以下「条例」という）は、2011年1月1日より施行されている。しかし、新たな労働災害保険条例の中には若干の不明確な問題が存在している。こうした問題を適切に解決するため、2013年4月25日、人力資源社会保障部は、『「労働災害保険条例」の執行にかかる若干の問題についての人力資源社会保障部の意見』（人社部発[2013]34号）（以下「意見」という）を公布した。意見に規定されている主な内容は以下の通りである。

「業務による外出期間」認定の原則を明確化

条例第14条第（5）号は、「業務による外出期間」の定義および認定原則は、条例の中で明確に規定されていなかった。このため意見では、①従業員の外出が雇用者の指示による業務による外出か否か、②事故傷害が業務を原因とした受傷か否かを考慮しなければならないと明確に規定している。すなわち外出期間の労災認定につき雇用者の指示によらない外出と業務を原因としない受傷は一般に労働災害を構成しないという2つの原則を明確化した。

「本人に主たる責任のない」を認定する根拠の明確化

条例第14条第（6）号は、「本人に主たる責任のない」を認定根拠にしていたものの、条例の中に明確な規定はなかった。このため意見では関連機関の発行した法的文書または裁判所により効力の生じた判決書を根拠とすると明確に規定した。関連機関の発行した法的文書とは、一般的に交通事故処理機関の発行した「交通事故責任認定書」等を指す。

労働災害認定の時効中止を規定

意見は、「社会保険行政機関が労働災害認定申請を受理した後、労働関係に紛争が存在することを発見し、かつ、これを確認するすべのない場合、労働人事紛争仲裁委員会に対し仲裁を申し立てることができる旨を当事者に告知しなければならない。この期間において、労働災害認定決定をする期間を停止し、かつ、労働災害認定を申請する当事者に書面により通知する。労働関係が法により確認された後に、当事者は関係する法律文書を労働災害認定申請を受理する社会保険行政機関に送付し、当該機関は効力を生じた法的文書を接受した日から労働災害認定手続を回復する」と規定した。

請負業務の違法な再請負、下請けが行われた場合の労働者への労働災害保険責任を規定

意見は、「労働者使用主体資格を具備する請負会社が法律又は法規の規定に違反し、請負業務を労働者使用主体資格を具備しない組織又は自然人に再請負させるか、下請けさせた場合において、当該組織又は自然人が募集採用した労働者が請負業務に従事した際に労働災害により死傷した場合には、当該労働者使用主体資格を具備する請負会社が雇用者の法により引き受けるべき労働災害保険責任を引き受ける」と規定した。

業務職位を離れた後に職業病と診断された者の労災認定

意見は、「過去に職業病の危害に接触する作業に従事したものの、その当時は職業病に罹患したことが発見されておらず、業務職位を離れた後に職業病と診断されたか、認定された、次の条件に適合する者は、職業病と診断・認定された日から1年以内に労働災害認定を申請することができ、社会保険行政機関は、これを受理しなければならない」と規定した。

（1）定年退職手続をした後に、職業病の危害に接触する作業に従事していない定年退職者。

（2）労働又は招聘雇用契約が期間満了した後又は本人が申し入れて労働若しくは招聘雇用契約を解除した後に、職業病の危害に接触する作業に従事していない者。

職業病と認定された者が労災保険に加入していなかった場合の使用者の責任を規定

意見は、「労働災害と認定された職業病人員について、職業病診断証明書（又は職業病診断鑑定書）において明確にされた雇用単位が当該従業員の業務従事期間において法により当該従業員のため労働災害保険料を納付している場合には、「条例」の規定に従い、労働災害保険基金及び雇用単位がそれぞれ労働災害保険待遇を支払う。法どおりに当該従業員のため労働災害保険料を納付していない場合には、雇用単位が「条例」所定の関連する項目及び標準に従い待遇を支払う」と規定した。

労働災害保険基金からの支給を明確化

意見は、「労働災害保険基金により支払われる各種待遇は、「条例」の関連規定に従い支払われなければならず、長期待遇を一括性の支払いに改変する方法を講じてはならない」と規定した。

『労務派遣行政許可実施弁法』の制定

2012年12月28日、第十一期全人代常務委員会第30回会議で可決された『「中華人民共和国労働契約法」の改訂に関する全人大常務委員会の決定』により、「労務派遣業務の経営にあたっては、労働行政機関が法により行政許可を申請する」と明確に規定された。2013年6月20日、法の要求を確実にし、労務派遣行政許可実施業務を制度化するため、人力資源社会保障部は、『労務派遣行政許可実施弁法』（以下「弁法」という）を公布した。主な内容は次のとおりとなっている。

労務派遣の行政許可の条件および申請書類の細分化

弁法は、労務派遣を経営するに当たる行政許可申請条件を規定し、なお且つ労務派遣業務の経営を申請する際に提出すべき書類を細分化した。これには、会社定款、出資検査会社の発行した出資検査報告書または財務会計監査報告書（主に登録資本が200万元以上であることを証明する書類）、労務派遣管理制度等が含まれる。うち労務派遣管理制度には、一般的に労働契約、労働報酬、社会保険、勤務時間、休息休暇、労働規律等労働者の利益に密接に関係する規則制度の書類、労務派遣会社が使用者との締結を予定している労務派遣協議書の雛形が含まれる。したがって、労務派遣会社は、自らの労務派遣管理制度に重きを置き、関連する協議書に修正を行い、これを完備し、違法と認定されて申請が承認されなくなることを避けなければならない。

労務派遣の行政許可の審査・認可期間を規定

弁法は、労務派遣会社の申請書類が揃っている場合、許可機関は、受理した日から20業務日以内に行政許可を与えるか否かの決定をしなければならない。特別な理由のある場合、行政機関の責任者の承認を経て、10業務日延長することができるとの旨規定した。

労務派遣の経営許可証の継続・延期を規定

弁法は、「労務派遣経営許可証」の有効期間を3年間と規定した。そして労務派遣機関が「労務派遣経営許可証」の延長を望む場合には、有効期間満了の60日前迄に行政機関に対し、延長を申請できるとした。これと同時に延長が許可されない2つの事由を規定した。

労務派遣の監督監査を規定

弁法は、労務派遣会社へ3月31日迄に許可機関へ前年度の労務派遣状況を報告し、経営状況及び前年度の財務会計監査報告書、被派遣労働者の労働報酬支払い状況、社会保険の加入状況、派遣者数、派遣先の法定義務履行の状況、子会社及び支店等の設立状況をありのままに報告しなければならないと規定した。期限を過ぎても提出しない場合、許可機関は、期限付きで改善を命令することができる。当該改善期限を過ぎても改善しない場合、行政処分に科すことができる。これと同時に労務派遣許可の期限が到達した時点で延長を行わない。

このほか、許可機関は労務派遣会社の経営状況について検査を行い、なお且つ検査結果および監督状況を企業信用記録に記入する。

法的責任の明確化

弁法は、法により行政許可を取り消す事由を明確に規定した以外に、①「労務派遣経営許可証」を改ざんし、転売し、有償で貸し出し、若しくは無償で貸し出したか、その他の形式により「労務派遣経営許可証」を不法に譲渡したとき、②真実の状況を隠蔽するか、虚偽の書類を提出して労務派遣行政許可を取得したとき、③欺罔又は賄賂等の不正な手段により労務派遣行政許可を取得したときに、人力資源社会保障行政機関は1万元以下の罰金を科し、事案が悪質である場合には、1万元以上3万元以下の罰金を科すと明確に規定した。

『労務派遣暫定施行規定』の制定

注目の『労務派遣暫定施行規定』（以下「暫定施行

規定」という）であるが、人力資源社会保障部が2013年8月に、暫定施行規定の意見聴取稿（当時は『労務派遣若干規定（意見聴取稿）』と呼ばれた）を公布して全社会に公開して意見を求めた後、2014年1月24日に正式に公布され、2014年3月1日より施行されたもので、次の重要な規定が行われた。

補助的職位の確定プロセスの規定

暫定施行規定では、補助的職位について、3つのステップを踏んだ上で確定しなければならないことを規定した。すなわち、従業員代表大会或いは全従業員の議論により案及び意見を提出すること、労働組合或いは従業員代表と平等に協議を行うこと、使用者内で公示することを規定した。また、暫定施行規定第22条の規定によると、上記プロセスを履行しないと、補助的職位の確定が法的効力をもたないだけでなく、法的責任を問われるおそれもある。

労務派遣従業員の使用比率を厳格に規定

暫定施行規定では、使用者における労務派遣従業員の数を厳しく制限しており、使用する派遣労働者の数は使用する従業員総数の10%を超えてはならない旨規定している。また、使用する従業員総数とは、使用者が労働契約を締結する人数及び使用する派遣従業員の人数の和を指す。

労務派遣の例外事由の規定

暫定施行規定に規定されている例外事由として、外国企業常駐代表機構及び外国金融機構の中国駐在代表機構等が派遣労働者を使用する場合、及び船員の雇用者が労務派遣の形式により国際遠洋の海員を使用する場合が挙げられている。また、暫定施行規定では、雇用者が当該組織の労働者を国外に派遣して業務をさせたり、又は家庭、自然人のところに派遣して労働を提供させる場合、労務派遣に該当しないことも規定している。

「請負、アウトソーシング」の名目による派遣従業員の使用を制限

暫定施行規定は、雇用者が請負、アウトソーシング等の名目で、労務派遣の形式に基づき労働者を使用する場合、労務派遣関係として処理する旨規定している。

労務派遣従業員の使用比率に達するまでの過渡期の対応を規定

暫定施行規定において、労務派遣従業員の使用比率に達するまでの過渡期に関する規定は、次の3つのポイントにまとめられる。

（1）2014年3月1日より2年以内（すなわち、2016年3月1日まで）に、派遣労働者の数を所定の比率まで引き下げる。

（2）2012年12月28日までに締結された労働契約及び労務派遣協議については、上記(1)に規定された期間後に満了する場合、当該契約・協議は、期間が満了するまで継続して履行できる。

（3）派遣労働者の比率が所定の比率に減少するまでは、使用者は派遣労働者を新たに使用してはならない。

2014年の展望

派遣従業員の同一業務、同一報酬の定義をより明確化する

「同一業務、同一報酬」という現在の法律法規は、業務職位の要素のみを考慮し、労働者自身の資質（学歴、勤続年数等）の要素は考慮されていない。これは使用者による労働者の使用に関する原則と明らかに合致していない。なお、「同一報酬」の範囲も明確ではない。

したがって、「同一業務」の理解範囲を広げることを望む。「同一業務」とは、同一の職位の業務に従事することを指すばかりでなく、従業員の勤務時間、労働経歴、職位の価値、職位での責任および業務成績等各方面の要素に存在する差異を総合的に考慮すべきである。よって、企業が具体的に「同一報酬」制を実行する際は、基本給上で「同一業務、同一報酬」を設定するだけでなく、業績賞与および手当の面で差を付けることを提案する。または、企業は賃金報酬体系上で「同一業務、同一報酬」制を実行するものの、具体的な金額面で差を付けることができる。

集団協議書、企業の民主的管理等についての法律の制定

集団協議書、企業の民主的管理等についての法律の制定は、従業員、企業、労働組合、政府主管機関等の多方面から一環して注目されていたことであった。特に集団協議書（賃金、労働時間等の内容を含む）に関する法律、地方独自の規定の制定は、全人代常務委員会法制工作委員会、国務院法制弁公室、人力資源社会保障部、最高人民法院等の立法機関、行政管理および司法機関、地方の関連機関も調査研究と検証を行っている。

集団協議書の趣旨は、企業による使用行為を制度化し、従業員の適法な権利および利益を保護することである。しかし、集団協議書に関する法律法規を制定する過程においても企業の経営自主権を充分保護し、企業と従業員が協約を締結する際の融通性（企業が従業員の個人的な状況にもとづいて従業員に異なる待遇を与える等）を充分発揮できるように

することを望む。

労務派遣従業員の使用比率に関する規定の細分化

『労務派遣行政許可実施弁法』では、労務派遣従業員の使用比率、及び当該使用比率に達するまでの過渡期の対応を規定している。もっとも、各業界の具体的状況は考慮されていない。このため、使用者の所属する業界ごとに、より具体的な規定（例えば、使用者の所属する業界ごとに、所轄機関への届出期限を設けたり、労務派遣従業員を大量に使用する使用者に対しては適度な緩和を認めるなど）が公布されるよう要望する。また、過渡期に使用比率に達しない場合の処罰方法についても明確にするよう要望する。

外国人の居留許可の改善について

外国人の居留許可証の延長に要する期間は15業務日に変更された。ビザ更新の手続き所要時間を変更し（例えば、再更新の場合は5日に変更するなど）、緊急時における具体的な対策についても明確に規定していただきたい。

また、更新手続きの期間において、パスポート原本を、手続きの必須資料として所轄機関に提出しなければならない。このような規定は、出張等の関係で中国国内での移動を必要とする外国人に影響がある。このため、更新手続き期間中に、パスポート原本を携帯せずに飛行機に搭乗したり、ホテルに宿泊するための措置が打ち出されるよう望む（例えば、全国で統一された「受理票」を交付し、当該「受理票」を提示した外国人の、飛行機、高速鉄道への搭乗、ホテルへの宿泊を認める等の措置を望む）。

＜建議＞

①社会保障

・外国人の社会保険について、一定の改善が見られた。例えば、社会保険の脱退手続きについて、実務上、脱退申請の受付と脱退後の養老保険の個人負担分の還付が行われるようになった。しかし、地域によって運用にばらつきがある点、及び法律運用の統一できない点については改善が見られない。例えば、ある都市では、「双基数（３倍上限無し）」で計算し、更に過去に遡及して納入するよう、企業が突然通知されたケースがあった。また、ある地方において従業員に社会保険をかけても、当該従業員がその他の地方に移った後は継続ができず、結局は掛け捨てとなる可能性もある。各地域によって運用が統一されない不公平な状況を打破し、法律の統一的な運用を行ってほしい。

・企業が社会保険制度に関連する、最新かつ正確な情報を確認できるようにするため、関係部門においては、入手している最新情報の整理、整備、及び早急な通知を願う。

・医療保険につき外国人も強制徴収する以上は、利用可能な医療機関・病院の予約方法等の詳細につき、中国日本商会会員企業などを対象に説明会を行っていただきたい。尚且つ、説明用の小冊子を作成し、会員に配布してほしい。

・日本人駐在員の中国社会保険料負担については、自国で加入している社会保険と重複することが多いという意見を昨年も提出したが、現在においても改善されていない。「日中社会保障条約を締結し、地方政府で社会保険料納付を免除する経過措置を実施する」等の方法を通じて、社会保険の重複等の問題を解決してほしい。また、外国人社会保険の手続き、及びその他各行政手続きを簡略にしてほしい（押印の種類を減らす等）。

②居留許可

・複数年のビザについて改善の兆しが見られないばかりか、ビザの延長手続きに要する期間が長くなる等、むしろ状況が後退している。就労許可を取得の上、中国で就労し納税している外国人は、ビザの延長手続き期間が長くなるなど、明らかに不当な扱いを受けている。外国人であるかどうかを区別する前に、納税者であるかどうかを重視すべきである。例えば、空港の入国審査を別窓口にするなど、納税者への優遇対応を明確にしなければ、不法就労は減って行かない。

・就業許可の制限緩和（就労許可証の年齢制限の緩和、複数年のビザの発行等）をしてほしい。また、無犯罪証明書の要否を始め、居留許可の変更手続きに必要な書類は、地方毎での扱いが統一されていないので、全国で統一された規定を公布していただきたい。

③労務派遣

・ドイツ等の国で採用される制度を参考にし

て、派遣労務が労働者の働き方を拡大する選択肢となるよう、是非検討をお願いしたい。

・労働契約法の労務派遣に係る内容の改正に関し、補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10％）の撤廃または緩和を検討いただきたい。

・業種の区分に応じて、派遣労働者の雇用比率の上限を定めるようご検討いただきたい。また、使用者における派遣労働者の人数が労働者総数の10%を超えた場合、労働者の調整案をいかに制定すべきか、及び猶予期間の間（2年）、いかに報告・実施すべき等について、速やかに具体的な規定が定めていただきたい。

・派遣労働者の「同工同酬（同一労働、同一賃金）」について、派遣労働者の業務職位の要素のほか、労働者自身の素養（学歴、勤務年数等）についても考慮してほしい。

④法律の運用

・障害者雇用の目標を達成することが難しい状況の中、実務上、罰則金が実際の普通の工員の給与より高くなっているが、この規定を改正していただきたい。

・各種行政手続きにおいて、同じ地方政府内でも、担当者ごとに法律・法規の解釈や運用が異なる場合がある。統一的な解釈や運用が行われるように改善していただきたい。

・現行の労務法規について、ジョブ・ローテーション、労働契約解除等の点で企業に対する制限が非常に厳しい。労働者の保護を図る一方で、企業の実際の経営状況を踏まえ、企業の生産変動、組織の最適化による人員増減・異動等の特別な要請を満たすことのできる政策を検討していただきたい。また、退勤帰宅途中の労災適用範囲について見直しを願いたい。

⑤工会

・各都市において、工会準備金の強制徴収が始まった。本来、工会は企業の主導ではなく、従業員の自発的な意思により設立されるものであり、企業を対象として強制手段を実施することが適切か否かは検討の余地がある。強制徴収の範囲を限定するほか、既に工会の設立を表明したか、設立の準備段階に入っている企業に適用されるか否かについて、明確に規定にしていただきたい。

・各地域の上級工会が「集団協議」の方法を通じて、労使間のバランスを図るケースが増加している。しかし、中国全土で共通の基準を設けて処遇を定めている企業にとって、地域毎の「協議」締結は、形式的な要件を満たすのみであり、実質的な内容を欠く実効性のない取り組みであり、改善をお願いしたい。

・工会費は企業と労働契約を締結している従業員の給与をベースとするか、地域の平均給与をベースとするか、どちらかに決めてほしい（地域の平均給与をベースとする方が、上納金が減って資源を自社工会へ多く配分できるので良い）。

⑥その他

・各社が採用難と離職率の高さに直面している一方で、新世代の若い農民工は都会に定住したい意向が強い。是非、彼たち（彼女たち）が都市に定住できるような諸施策（住宅、戸籍等）を強力に進めてほしい。

第６章
知的財産権保護の現状と問題点

現状概要

中国における専利（特許・実用新案・意匠）の出願件数は、2013年も著しく増加して特許82.5万件、実用新案89.2万件、意匠65.9万件を超え、2012年と同様に世界第一位の出願大国となっている。国家知識産権局は、2015年には、専利の国内出願件数は250万件（特許75万件、実用新案90万件、意匠85万件）、国際特許出願は５万件という予測を示している（特許出願件数は既に予測超え）。また、商標の出願件数も2012年は164万件を超え、こちらも世界一の出願件数となっている。このような状況の中、依然として事業展開先として有望視されている中国に対しては、日系企業による中国の専利・商標出願も多い。

また、専利・商標の出願件数増大に関係して、知的財産権関連の民事訴訟も増加し、第一審の受理件数は、専利で9,600件、商標で1万9,000件を超え、訴訟大国となっている。日系企業が被告となる事案は必ずしも多くないとみられるが、今後も知的財産関連訴訟の増加が見込まれるところ、日系企業が関わる場合も増えてくることが予想される。中国政府も知的財産権の司法保護に力を入れ始めた中で、今後も注視していくことが必要である。

このように、知的財産の保護・活用が進んできているが、中国は、依然として模倣大国でもある。中国政府は、2010年６月から2011年６月末にかけて、模倣品摘発の特別キャンペーンを実施して大きな成果が得られたことは、高く評価することできる。この取り組みは、継続して実施されているが、その一方で、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化しており、権利者の費用面・人的面での高負荷状況も当面変わらないものと思われる。

さらに、知的財産権法の制度整備についての取り組みも盛んに行われている。2013年８月に改正商標法が成立したところ、侵害行為に対する法定賠償額を「50万元以下」から「300万元以下」と６倍に引き上げたり、故意侵害に対する懲罰賠償規定を導入したりするなど、民事救済の強化がなされている点で歓迎すべきものである。その他、2013年から2014年２月までにかけても、専利法、専利審査基準、商標法実施条例、商標審判規則等の改正に向けた意見募集が行われた。これらの改正案に対しては、中国日本商会としての意見を個々に提出しているところである。

以上のとおり、中国の知的財産を巡る状況がダイナミックに変化している中、諸外国の知的財産制度・運用と更に調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、日本企業及び中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について以下の課題がある。

現状と課題

研究開発成果・ブランド保護の現状と課題

出願手続き

● 特許明細書の記載要件及び補正制限

特許請求の範囲や明細書の記載要件については、諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、特許請求の範囲や明細書の補正や訂正についても同様である。特許請求の範囲や明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その訂正や補正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることとなる。

● 出願言語

国家知識産権局への専利出願は中国語での出願しか認められておらず、外国語で記載された発明は中国語に翻訳して出願することが必要となる。しかし、この際に誤訳が生じることがあり、誤訳を原因として権利取得や権利行使ができない事例も存在する。一方において外国語、特に英語での出願は日本を含む諸外国で広く認められ、さらに、誤訳訂正が認められているところ、権利の安定性の面から好ましい制度となっている。

権利化プロセス

● 特許審査

特許の審査については、出願件数の増加にもか

かわらず審査期間の短縮化・迅速化及び審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行及びその延長や申請必要書類の簡素化などの当局の取り組みに感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度があるが、中国が初出願で外国出願予定の発明のみが対象であり、それ以外の出願はこの制度を利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり、出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。

● 秘密保持審査制度

中国で完成した発明を外国に出願する場合、国家知識産権局による秘密保持審査を受ける必要があるところ、そのために必要な説明文書は実質的に中国語による出願明細書と同等であり、海外市場を見据えた技術開発を中国で行った場合であっても、費用・労力の大きな負担が求められることになる。

● 実用新案・意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の実用新案と意匠は初歩審査のみで登録を行い、十分な実体審査が行われないため、進歩性や創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。国家知識産権局は、初歩審査における新規性審査を強化するための審査基準改正を2013年９月に行ったが、その実効性は不透明であり、かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

● 専利権・商標権の冒認出願

他人の発明創造や外国商標を第三者が不正に出願する冒認出願については、専利法や商標法において直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者、商標所有者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

● 商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標は、中国内で未登録であり著名（馳名）性を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できない。これら悪意ある出願による商標は市場を混乱させるとともに、著名（馳名）な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これら悪意の商標を排除するには、馳名度を証明するために膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期な審査期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

● 商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては、第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。また、寿命の長い製品の意匠は、それ自体がブランド化して企業イメージを形成する要素となり、次世代製品に承継される場合がある。したがって、意匠の保護の対象や態様について柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。

知的財産に係る競争環境の現状と課題

様々な模倣行為

● 再犯行為

日系企業は、模倣業者に対する摘発に積極的に取り組んでいるが、模倣業者は処罰を回避するために模倣行為を巧妙化・複雑化している。また、行政ルートによる摘発は積極的に行われているものの侵害行為に比して行政による制裁が十分なされておらず、その先の刑事移送が困難である。さらに、各地方当局間の連携体制が整備されていないこと、特に刑事訴追基準の運用が地方によって不統一なこと等により、模倣行為を意図的に繰り返す者が後を絶たない（いわゆる再犯行為）。改正商標法において、5年以内の再犯行為に対する厳罰化について規定されたが、その具体的な運用については明確でない。

● 違法経営額の算定

模倣品の摘発については、行政機関、特に工商行政管理局、質量技術監督局の実施によるところが多く、公安機関による摘発は、これらの摘発に比して非常に少ないのが現実である。その大きな理由の一つとして、違法経営額の算定が非常に低いことがあり、それが再犯行為につながっているものと考えられる。

● 模倣巧妙化

模倣品を分業で組み立てたり、地域を跨いで生

産したり、部品単位で輸出し輸出先で模倣品組立を実施したり、商標表示を切り替え可能としたりする等、模倣業者が摘発を免れるため、模倣手法の巧妙化が進んでいる。これは、行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規が明確でないことが一因であり、摘発実務においても、模倣行為が行政機関の勤務時間外である夜間や休日を狙って行われ、また巧妙化により個々の模倣業者の権利侵害度合いの程度が軽くなり、首謀者の特定を困難にしている。

● 違法看板

模倣品の販売店舗には、権利者の商標を許可なく無断で掲示した看板が立てられ、ユーザに誤認・混同を与えているケースがあり、放置した場合、正規ディーラーと競合し、当該ディーラーからのクレームや、当該販売店舗が粗悪な模倣品を取り扱っていた場合には、自社ブランドへのダメージが大きい。

インターネットを介した模倣品販売

● 知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、多数の模倣品が販売されている。各インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追い付かない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、現実取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネットは海外からもアクセスが容易で、海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。

● 外国企業名の使用

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

形態模倣行為

模倣行為の巧妙化の一つとして、商標は付されていないが、製品の外観が一致したものが流通している。これら形態模倣製品は、他者のデザイン（特に外国製品）にただ乗りするもので、放置すると公正競争に反し、また制作者の開発等制作意欲が阻害される。

知的財産に係る紛争処理の現状と課題

実用新案権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加しているが、実用新案は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は、保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は、産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または専利化には及ばないとして、研究開発成果や実施技術の専利出願をしない場合がある。しかし、偶発的または情報漏洩で後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、現在の中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎず、同じ発明を利用した改良製品やその後に拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年７月に「信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとしたが、その実効性は不透明である。

情報公開

国家知識産権局・商標評審委員会による審決や、人民法院による判決の全件は公開されていない。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めるとしているが、その実効性は不透明であり、予見可能性を高め、公平性を担保するためにも、より積極的な公開がなされることが必要である。

技術ライセンス関連制度

中国技術輸出入管理条例は、外国から技術を導入するライセンス契約において、中国ライセンシーが第三者の特許権等を侵害した場合、外国ライセンサーが特許保証責任を負うとしている。さらに、中国ライセンシーによる改良技術は、中国ライセンシーの帰属となるとされており、これらは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となるものである。

＜建議＞

1．研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

（1）出願手続きの合理化・多様化

●特許請求の範囲や明細書の記載要件及び補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書及び図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただきたい。

●外国語出願の容認

英語や日本語など外国語での出願を認めていただくとともに、外国語出願について翻訳文の誤訳訂正を認めていただきたい。

（2）権利化プロセスの合理化・適正化

●特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度の対象を「中国に初出願し外国出願予定のもの」以外の出願まで拡大していただきたい。また、日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただきたい。

●秘密保持審査制度の改善

中国における技術開発がさらに活発になる中で、競争力を上げるためにも、中国で生まれた発明を外国に出願する場合に必要となる秘密保持審査を行うことなく外国出願できる制度としていただきたい。

●実用新案・意匠における審査主義の導入

実用新案と意匠について、審査主義（実体審査制度）を導入していただきたい。

●専利権・商標権の冒認出願への対策

不正に発明創造・商標の内容を取得した者による専利権・商標権の冒認出願に対抗するため、拒絶理由や無効理由に冒認出願を加えていただきたい。

●適切な商標審査

他者の悪意による出願を排除するため、外国における著名（馳名）性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、類否判断において異なる商品役務区分の馳名商標を含めた判断を行っていただきたい。さらに、馳名商標の認定審査においては、出願人が中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等、通常とは異なる資料を提出した場合であっても、審査の対象としていただきたい。

●商標審査における情報提供制度の導入

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただきたい。

（3）意匠制度の見直し

意匠出願について、上述の実体審査を導入いただくとともに、実体審査を前提として部分意匠及び秘密意匠制度を導入いただきたい。また、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただきたい。さらに、意匠権については、ロングライフ製品保護のため、保護期間を10年から20年に延長していただきたい。

2．知的財産に関わる公正な競争環境の実現

（1）模倣行為抑制に向けた諸施策

●再犯防止

再犯に該当する行為の統一化を図り、中央及び地方を含む工商行政管理局、質量技術監督局、海関、公安による摘発の処罰情報の共有化をお願いしたい。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いするとともに、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携も一層密にしていただきたい。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行っていただきたい。

●違法経営額の統一的で適正な算定

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、違法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図っていただきたい。

●模倣巧妙化への対処

行政機関に分業の繋がりを捜査する権限

を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めていただきたい。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つかった場合、商標ラベルが商品に付されることを客観的に判断し、商品の押収もできるようにしていただきたい。

●違法看板への対応

消費者保護の観点からも、速やかに違法看板を撤去いただくとともに、再犯防止のために、処罰を盛り込んだ法的対策を講じていただきたい。

（2）インターネットを介した模倣品販売の対応

●知的財産保護プログラムの整備強化

インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、迅速な模倣品販売サイトの削除要請や再犯抑制がなされるようにしていただきたい。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただきたい。

●外国企業名使用の取り締り

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使い、外国企業と正式に契約した企業であると誤認させるウェブサイトの取り締りを強化していただきたい。

（3）形態模倣の禁止

反不正当競争法等により、形態模倣行為を禁止していただきたい。

3．知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

（1）実用新案権行使時の注意義務化

実用新案制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案権行使時の評価報告書提出の義務付けや、評価報告書の作成を第三者からも請求できるようにする等、権利行使に一定の法的制限を課していただきたい。

（2）先使用権制度運用の適切化

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）を拡大していただきたい。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただきたい。

（3）判決の執行強化

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただきたい。

（4）情報公開の促進

国家知識産権局・商標評審委員会の審決及び人民法院の判決の公開を促進していただきたい。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の閲覧を可能とする制度を設けていただきたい。

（5）技術ライセンス関連制度の是正

技術輸出入管理条例におけるライセンサーの過大な義務を是正していただきたい。

第７章
省エネ・環境保護の現状と問題点

深刻化する大気汚染問題に対して様々な対策が打ち出されている。大気汚染も含めて環境問題への対応には、情報公開、監視体制の強化、汚染企業に対する取り締まりの強化が不可欠である。

また、様々な環境問題に対して、日本の経験、技術・ノウハウによって日本企業が貢献できる領域は広範に存在している。日本企業を含む外資企業に対する政策決定プロセスにおける情報公開の強化、省エネ・環境保護関連プロジェクトに対して関与が拡大できるよう政府の取り組みに期待する。

深刻化する大気汚染とその対策

中国全土に広がる大気汚染

2013年1月に北京市などを襲った「煙霧」（中国語「霧霾」）から一年、大気汚染問題は益々深刻化している。北京市では、2013年のPM2.5（微小粒子状物質）平均濃度は89.5μg/㎥（規定標準値は年平均35μg/㎥）、「五級（重度汚染）」および「六級（厳重汚染）」の日数は58日と年間の15.9%に達した。また、大気汚染の範囲は、これまでの北京市など華北部のみならず、2013年12月頃から上海市、広州市などにも広がりを見せている。上海市では、2013年12月6日、PM2.5濃度が602μg/㎥に達し、上海市としては初となる厳重汚染警報を発令、工場操業の停止、公用車利用の削減などの措置が採られた。

迫られる抜本的対策

深刻化する大気汚染問題に対し、2013年9月に国務院は「大気汚染防治行動計画」を発表した。同行動計画では、具体的指標目標として、2017年までに全国地級以上の都市のPM10（浮遊粒子状物質）の濃度を2012年比で10%以上低下させること、京津冀、長江デルタ、珠江デルタなど地域におけるPM2.5の濃度をそれぞれ25%、20%、15%程度低下させること、北京市におけるPM2.5年間平均濃度を60μg/㎥に抑制するとしている。

「大気国十条」といわれる具体的措置として、石炭火力発電設備などへの脱硫、脱硝装置の設置強化、自動車の燃料品質の向上、新エネルギー車の推進、「両高」産業（高エネルギー消費、高汚染、資源消費型）の抑制、石炭消費比率の削減、クリーンエネルギーの利用促進等、それぞれ今後の具体的な数値目標を設定している。また、大気汚染防治法（2000年施行）及び環境保護法（1989年施行）の改正など関連法制度の整備、違法行為に対する罰則、監督能力や取り締まり執行の強化について言及している。さらに、中央政府と地方政府間で「大気汚染目標責任書」を締結し、PM2.5の数値を経済社会発展の「約束的指標」として幹部の評価目標として大気汚染を含む環境問題の改善状況が組み込まれ、目標未達の場合には厳格な責任追及がなされるとしている。

「大気汚染防治行動計画」の制定を受けて、各地方政府では関連する行動計画、実施細則が発表されている。また、北京市、陝西省ではより法的拘束力の強い「条例」が制定されている。

環境分野への投資動向

2012年の環境汚染対策投資額は前年比16%増の8,253.6億元と堅調な増加となった。2013年には、大気汚染対策として各地方政府による多額の予算投入が見込まれており、引き続き高い投資水準が維持されると見込まれている。2013年8月に国務院が発表した「省エネ・環境保護産業の発展加速に関する意見」では、2015年までの省エネ・環境保護産業の年平均成長率を15%以上、総生産額4兆5,000億元とする目標を設定し、同産業を新たな支柱産業として位置づけ、省エネ・環境保護に対する民間投資および外資参入を奨励するとしている。

分野別動向

汚水処理分野

「第12次五カ年全国都市汚水処理及び再生利用設備建設規画」では、2015年までに都市の汚水処理率を85%、汚水処理能力を2億805万立法メートル/日とする目標を設定しており、計画期間中の都市の汚水処理及び再生利用設備建設にかかる投資額は4,300億元と見込んでいる。2013年9月現在、都市の汚水処理工場は3,501カ所、汚水処理能力は1億4,700万立法メートル/日に達している。汚水処理分野には、設備や技

術の導入、施設運営などソフト面の領域など、外資企業が関与するプロジェクトが増加している。

生活ゴミ処理分野

「第12次五カ年全国都市生活ゴミ無害化処理設備建設規画」では、2015年までに都市の生活ゴミ無害化処理率を90%、焼却処理能力を無害化処理能力の35%以上（中東部では48%以上）、無害化処理施設能力を58万トン/日とする目標を設定している。計画期間中の無害化処理建設にかかる総投資額は約2,636億元と見込んでいる。2012年末までに無害化処理能力は44.6万トン/日、無害化処理施設は701カ所、そのうち焼却処理施設は138カ所（処理能力12.6万トン/日）に達している。未だ中国の生活ゴミ処理能力は不足しており、今後、焼却処理施設を中心に建設が継続すると見込まれている。また、焼却処理施設の分野において、新設施設のうち、80%以上がBOT、BOO方式での民間資本による投資および運営となっている。

大気汚染分野

大気汚染は国土の幅広い地域に広がっており、健康への問題が顕在化しつつある状況下で国民の不満が高まっている。政府の対応に向けられる眼は極めて厳しくなっており、早期の解決に向けて有効な対策を採ることが迫られている。各地方政府では大気汚染対策に多額の予算を計上するとしており、今後、同分野への投資拡大が見込まれる。「重点地域大気汚染防止第12次五カ年規画」では約3,000億元の投資、その約半分は脱硫、脱硝、除塵関連の設備設置、プラント改造に向けられると見込まれている。

土壌汚染分野

近年、イタイイタイ病の原因物質となるカドミウム汚染米の流通が明らかにされるなど、土壌汚染問題に対する関心が高まっている。2006年から2010年にわたって、環境保護部および国土資源部によって全国の土壌汚染状況調査が実施されているものの、公式な調査結果は発表されていない。しかし、非公式な発表ながら、全国の耕地面積の10%以上が重金属などによって汚染されているといわれている。

中国では、現在、土壌汚染関連の法律が整備されていない。2013年1月、国務院は「近期土壌環境および総合治理工作スケジュール」を発表、全国的な耕地土壌質量調査の実施、土壌環境定期調査・監測制度の構築、土壌汚染修復モデル拠点の推進、土壌環境保護関連の法規・標準の確立を目標としている。現在、土壌汚染対策の基本法体系となる「土壌環境保護法」の起草準備が進められており、また、「大気汚染防治行動計画」同様の「土壌治汚染行動計画」も近々に発表される見込みである。

政府では、土壌汚染問題は、大気汚染、水汚染と並ぶ重要課題として位置づけており、法整備によって、土壌汚染測定、土壌修復などのビジネス拡大が見込まれる。第12次五カ年規画期間中、土壌修復対策には300億元の予算が計上されているが、今後、数兆元規模の市場に拡大するという見方もある。

個別政策の例

電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）

中国版RoHSの管理弁法は大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し、環境汚染を低減することを目的に2007年に施行された。

同管理弁法は、当初は第1ステップ（有害物質低減設計・生産の導入と有害物質使用保護期限の表示等）、第2ステップ（重点管理製品の強制認証等）と、段階的に施行される予定だったが、その後の法改正準備が整わず、結果として2014年5月時点においても、第1ステップだけが実施されている。

なお、同管理弁法は、これまで2回の改正案が示された。同改正案においては、対象製品に①「電気製品（白物家電など）」を追加し、重点管理項目製品について、②CCC認証制度とは別の「自発的認証制度」の導入、③「自己宣言制度」の導入等が検討されている。

現時点では、自発的認証制度が法的根拠のない状態で単独で運用されている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

廃家電のリサイクルを目的として「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（国務院令第551号）が2009年に公布された。対象製品の生産者及び輸入者が、リサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金を支払うことにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。対象製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目であり、2012年7月から、製造・輸入事業者によるリサイクル基金の納付が開始された。

リサイクル事業者が補助金申請後、交付に約1年を要するなど、当該制度が的確に運用されているとはいいがたい。このような状況において、対象製品の追加についての検討が始まり、追加品目のパブリックコメントが実施された。

＜建議＞

①都市部の大気汚染は依然極めて深刻な状況にあり、健康的な事業活動が行えない状態

が続いている。また、水質汚染、土壌汚染などの環境問題も深刻化している。汚染データの測定・公表による情報開示を進めて、国民の環境意識の向上に努めるとともに、環境規制および執行体制の強化など抜本的な対策を求める。また、日系企業としても環境汚染の改善に役立つことを望んでおり、技術・設備の導入普及等、関係のプロジェクトにさらに参与させて頂きたい。

他方、地域の汚染濃度が一時的に高まった場合の措置について、任意の工場に突発的に操業停止を指示するのではなく、合理的なルールを構築すべき（客観的基準の公表、事前通知等）。

②環境・省エネ関連の政策・法律・計画の策定過程において、外資企業を含む関連業界への情報公開の強化と、手続の透明性・公正性の確保を要望する。また、新しい制度やプロジェクトを開始する際に提案や申請を募集する場合、優れた製品や技術を普及させる観点から、十分な時間を用意すべき。また、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合わせ窓口の明確化が引続き必要である。取組は徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。

③環境関連規制の執行面において、地域や担当者の恣意的な対応によって、企業に対する検査、取り締まりが十分でないケースがある一方、必要以上に厳格な対応を迫られるケースがある。法令遵守している企業としていない企業とでは、設備投資などの対応コストが異なり、競争面での不公平が生じる。中央政府・地方政府、環境NGO等が協力し、遵守しない企業に対する取締りの強化と罰則の徹底を図ることを要望する。

④省エネ・汚染物排出削減目標の対応に当たっては、より広い視野に立った総合的、合理的な手法による対応をお願いしたい。例えば、省エネ・環境改善のための改造・設備更新を行う企業に対し支援すること、地域間での執行の差を縮小すること、設備投資のスピードなど企業の能力を考慮すること等を要望する。

⑤省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストが掛かる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。

⑥電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）

・当該管理弁法の検討・改正に際しては、外資系企業に対しても十分な説明を行い、手続きの透明性・公正性を確保することを要望する。

・認証（合格評定）制度を導入する場合は、国内外及びサプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ有害物質削減制度を効率的に実施する観点から、生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）についても導入し、欧州等の制度を参考に最適な制度設計を要望する。

・制度変更や対象拡大等の場合においては、例えば、新規品目の設計製造の見直し、表示変更等の対応にかかる時間を考慮し、実施まで十分な猶予期間を設定するよう要望する。

⑦廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

・制度の本格運用が始まったが、基金の徴収・運用に透明性・合理性・公平性を確保することを要望する。また、認定リサイクル事業者への早期の補助金支払い、基金や補助金の額の見直し等が常に行われるべきことについても強く要望する。

・第1期の品目の制度運用が安定していない状況において、いたずらに品目追加を急がず、まずは第1期品目における制度の安定的な運用に注力することを要望する。

・もし、品目を追加する場合は、法の下でリサイクル制度を構築することが真に必要であり、かつ、実施可能な品目だけに限定すること。また、品目選定のプロセスを透明・公正にすること、そのために外資系企業の意見も十分に考慮することを要望する。

・公正な運用のために、制度運用における実施細則の整備、解釈の明確化、規則を遵守しない企業への取り締まりを強化すべき。

・制度の適正な運用のためには、廃家電の回収事業の強化、資源の回収処理技術の向上（液晶パネルなど新たな廃家電素材への対応、フロン回収等への対応など）のための支援政策を検討すべき。

第８章 技術標準・認証の現状と問題点

技術標準・認証の現状

中国の技術標準・認証に係る動向

2011年12月、国家標準化管理委員会から「標準化事業発展第12次五カ年規画」が発表され、その後標準化法改正、強制認証制度の方針、戦略的新興産業の標準化、国家標準に関わる特許の管理規定等が実施されている。以下にその概要を紹介する。

標準化法の改定動向

国家標準化管理委員会（国標委）及び国家品質監督検験検疫総局は2002年10月から「標準化法」の改正作業に着手している。すでに幾つかの改正草案が作成され、2006年8月、2010年5月にそれぞれ国務院へ提出された。改正案は今もなお国務院法制弁公室によるパブリックコメント段階にあり、2014年3月末現在もまだ公布には至っていない。

最新の進展情況として、「標準化法」と「標準化実施条例」とを統合し、「標準化管理法」に改める作業が行われている。新法は、総則、管理職責、標準規格の制定、標準規格制定の手順、強制標準規格の管理、標準規格の実施とフォローアップ管理、法律的責任、附則の計８章で構成される。

強制的国家標準に関する動向

2002年、国標委は「強制標準の管理強化に関する若干の規定」を公布した。国標委は2009年、同規定に基づく「強制的国家標準管理規定（試行）」の制定に着手し、2010年6月にはパブリックコメントが実施された。この中で、国家の安全保障、人員の健康・安全の保全、動植物の生命・健康の保護、環境保護、詐欺の防止を図り、国家・社会の公共管理上の必要性に対応するため、全国統一の要件として、強制的国家標準を制定する必要があると指摘した。

2013年の全人代後、国務院の「機構改革と機能転換案」が発表された。この中で強制標準や認証に関する方針が記述されている。2013年は、「強制製品認証実施規則類の調整案及び要求の明確化に関する通知」が国家認証認可委員会から出され強制認証関連規則の整備を実施し、2014年は推奨標準規格体系の構築と整備を、2015年は強制標準規格と推奨標準規格のバランスが取れた経済・社会の実情や技術発展のニーズに見合った技術標準規格体系の構築をほぼ完了することとされている。

戦略的新興産業の標準化

2013年11月、国標委、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報化部など9つの部・委員会が共同で「戦略的新興産業標準化発展計画」を発表した。同計画では、2015年までに、標準規格群を60群程度成立させ、制定が急がれる国家標準規格や業界標準規格を600件以上制定し、７大戦略的新興産業の発展に合わせた標準規格体系を構築するとされた。

国際標準化の推進

中国は、第12次５カ年規画において、積極的に国際標準化を推進することとし、国内標準の国際標準との整合化等の作業が進展している。

また、2013年3月28日、国際標準化機構（ISO）理事会で、ISOの運営方針などを検討する技術管理委員会（TMB）常任メンバーとなった。更に、同年9月のISO総会では、中国標準化専門家委員会委員・世界鉄鋼協会副主席を務める張暁剛氏がISO会長に選出された。同機関のトップに中国人が就任したのは、1947年のISO発足以来、初めてである。

国家標準に関わる特許の管理規定

国標委と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者及び関連権利者の合法的権益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。この制定前の2012年12月に意見募集稿が公表されたところ、用語の定義や手続きに曖昧な点があり、さらに、標準化団体等で規

定されているパテントポリシー（例えば、ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー）との整合・調和をさらに図るべきことから、中国日本商会として意見書を提出したが、十分には採用されていない状況である。そのため、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

また、これに関係するものとして、2010年1月に中国標準化研究院から「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）が公表されている。その後、2014年3月末時点で新たな動きはないが、上記管理規定との関係が不明確であり、中国日本商会及び電子情報技術産業協会(JEITA)等の日本の関係団体は、この意見募集稿に対しても意見書を提出しているところである。

個別事例（情報セキュリティ関係）

中国強制認証(CCC)制度へのITセキュリティ製品の追加(CC-IS認証制度)

2007年8月、中国政府は13品目のITセキュリティ製品を2009年5月より中国強制認証制度(CCC制度)の対象とするとしてWTO/TBT委員会に通報した。その後、2010年5月1日よりCC-IS認証制度が開始されている。しかし、これまでのところ多数の中国企業がCC-IS認証を取得しているものの、日本企業をはじめとする先進各国の企業は認証を取得していない。

情報セキュリティ等級保護管理弁法(MLPS)

2007年6月に公安部等4部門により公布された規制であり、情報インフラをその重要度に応じてレベル1から5に分類し、そのレベルに応じて厳しいセキュリティ上の要件を課す制度である。レベル3以上では、中国で法人格を有する企業の製品であること、基幹技術または主要部品に中国の知的財産権を有することが要件とされており、実質的に外国製品の参入を禁止するものとなっている。

商用暗号管理条例

1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込み及び使用について申請・許可が必要となるものである。現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器及びソフトにのみ限られている。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明を発出したが、現時点でも条例改正は行われていない。

＜建議＞

①国際標準に準拠した標準の採用を更に徹底すべき。ISO、IECだけでなく、多くの国が採用している国際的な規格の採用も積極的に推進していくべきである。

②現在の技術水準を考慮し、過度にスペックを詳細化した標準の策定は避けるべきである。行き過ぎた標準の策定は、自由な競争や技術の進歩を阻害しかねない。これは中国が目指す創新国家の方向性にも反している。

③一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられるため、標準の策定においては、実際の技術の発展状況を踏まえ、企業や消費者との冷静な対話の下、進めていただきたい。

④標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを回避すべきである。例えば、同一機器について異なる業界で検討された複数の標準が併存するだけでなく、標準間の矛盾が存在するとの指摘がある。

⑤標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るべきである。特に強制標準については、実施日までの猶予期間について1年乃至2年を確保してもらいたい。また、猶予期間の起算日は、公に誰もが入手可能となった日としてもらいたい。

⑥標準化活動への外国企業の参加のハードルを低くし、日本企業がより参加しやすい環境整備に努めていただきたい。新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただきたい。

⑦国家標準の解釈や運用による混乱を招かぬよう、標準と現場の運用の統一、解釈の明確化、国と地方の連携の強化や役割分担の明確化を図ってもらいたい。

⑧消費者用製品使用説明総則（GB5296.1）は、2012年12月に改正されたが、規格どおりに表示できない場合や現行法規の規定・運用と矛盾するなど、強制標準としては不適切な規定を多く含んでいる。引用した国際規格の趣旨どおり、推奨標準にすることを強く要望する。

⑨認証、試験等に係る費用低減及び手続透明化を図るため、制度及び手続の簡素化、審

査のスピードアップ、判断基準の明確化、担当による判断の統一・遵守、標準の統廃合などに努めていただきたい。

⑩抜き取り検査や認証の現場において、遵守義務のない推奨基準が強制基準と同等に扱われることがないようにしていただきたい。

⑪消費者協会などが独自に抜き取り検査を行い、企業側に何ら弁明の機会を与えられることなく、その結果をメディアで一方的に公表するような行為はやめてもらいたい。

⑫強制標準や認証等の実施に当たって、企業に影響を及ぼす規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけではなく、正式に関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時に公布していただきたい。

⑬自動車の認可管理など、CCCと類似する検査制度、認証制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るべきである。

⑭「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」（2014年１月１日施行）の運用及び「国家標準の特許に係る処置規則」（未施行）の制定に関し、中国国家標準管理委員会は、日本の産業界の意見を聞き、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。

⑮2010年５月施行のITセキュリティ製品13品目に対する中国強制認証（CCC）制度に関し、国有企業が制度の対象外であることが明確化されたことは一定の評価ができるが、実際の運用において対象機関が拡大しないよう、強く要望する。

また、今後新たな品目を制度に対象追加する場合は、十分に日本の産業界の意見を聞き、実施までに産業界の懸念を払拭されたい。さらに制度の運用に当たり、日本の検査機関が実地検査を代行できるような仕組みを真剣に検討されたい。

⑯商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては手続きの透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを強く要望する。

⑰MLPSについては、重要なインフラ市場において外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での改善を強く要望する。

⑱工業情報化部は、2013年４月にスマートフォンのインターネットアクセス許可管理に関する通知を発表し、中国独自のセキュリティ上の制限を課すこととなった。本規制は国際的には導入されていない中国独自規制であり、市場のイノベーションを阻害する可能性がある。国際的に導入されている規制に沿った内容に絞るべきである。また、本中国独自の標準への適合性を、ネットワークアクセスライセンス（NAL）取得要件とすることは、市場アクセスのハードルを高めることになる。

第９章
技術・イノベーションの現状と問題点

国家発展におけるイノベーションの重要性が明確に位置付けられる中、2011年に制定された「第12次科学技術発展計画」をより具体化した政策や計画が次々に発表されている。研究開発主体の政府主導から企業主体への転換、産・学・研の連携強化、イノベーション育成策としての位置付けが強化されている。

拡大が継続する研究開発投資

第12次五カ年科学技術発展規画では、2015年の研究開発費のGDP比率を2.2％とする目標を掲げているところ、2013年の研究開発費は前年比15.6%増となる1兆1,906億元(2012年は前年比18.5％増となる1兆298億元)、GDP比率は2.09%(2012年は1.98％)となった。2012年の数値で実施機関別比率を見ると、実施機関が企業である比率は76.2％と、僅かながらも上昇傾向で推移しており、逆に政府系研究機関や大学は減少傾向にある。同じく2012年の科学技術関係経費の国家財政に占める割合を見ると、科学技術関係経費は5,600億元、国家財政に占める割合は約4.5%となり、僅かながら上昇傾向で推移している。

2013年の中国国家知識産権局への特許出願件数は前年比26.3％増となる約82.5万件(2012年は前年比24％増となる約65.2万件)、特許登録件数は前年比4.1％減となる約20.8万件となった。この内、中国企業による出願件数は42.7万件で中国国内からの出願件数の約6割を占めており、また特許登録件数は7.9万件で中国国内の登録件数の約55％を占めた。

中国共産党第18期
中央委員会第三回全体会議

2013年11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議においては、前年11月に開催した中国共産党第18回全国代表大会にて示された科学技術のイノベーションの位置付け（社会的生産力と総合国力を高める戦略的な支えであり、国の発展の全局の革新に位置付けられるとの方針）を進め、イノベーション型国家建設の加速が、市場の役割強化、経済体制改革深化の重要な要素の一つとして位置付けられている。また、会議後に公表された「改革の全面的深化をめぐる若干の重要問題の決定」では、近代的な市場システムの整備を加速するための具体的改革事項の一つとして、イノベーションを促す制度の確立と知的財産権保護の強化が位置付けられている。

第12期全国人民代表大会
第2回会議における政府活動報告

2014年3月に開催された第12期全国人民代表大会第2回会議においても、イノベーションが国家発展全体の中心に位置付けられ、経済構造の調整・最適化の原動力とすることが改めて明確にされている。そのため、科学技術体制の改革の加速、技術革新における企業の主体的地位の強化、企業研究開発への優遇措置を全面的に実施することが述べられている。同時に、基礎研究、先端技術、重要な汎用技術、重要なコア技術に対する政府投入を増やし、科学技術研究者による起業も奨励するとされている。また、産業構造の調整における「増強」の重点の一つとして、新興産業の起業・イノベーションのプラットフォームを構築し、新世代移動通信、集積回路、ビッグデータ、先進製造、新エネルギー、新素材などの分野での産業発展が掲げられている。

第12次五カ年科学技術発展規画

2011年に公表された第12次五カ年科学技術発展規画では、イノベーション型国家を目指し、「成長の駆動力としてのイノベーション」、「科学技術による生活への恩恵」、「科学技術力の長期的発展」、「改革の深化と開放拡大」を考え方の基本として、10前後の国家科学技術重大大型プロジェクトを実施するほか、「国民経済・社会発展　第12次五カ年規画」を踏まえ、7大戦略的新興産業におけるイノベーションの推進が掲げられている。さらにイノベーション基地とプラットフォームの建設の強化、イノベーション型科学技術人材の育成、科学技術における国際協力の推進などが進められることとなっている。

国家戦略的新興産業発展規画

2012年7月、国務院は国家戦略的新興産業の発展計画を公布し、戦略的新興産業として省エネ・環境保護、次世代情報技術、バイオテクノロジー、ハイエンド装置製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車の育成と発展に向けた計画が示された。すなわち、第12次五カ年規画期間は、中国における戦略的新興産業発展の基礎を固めてコア競争力を向上させる時期と位置付け、政策サポートを強化し、戦略的新興産業の急速な発展の促進を目指すとされている。更には、先進国と比べて大きな開きがある自主イノベーション能力やコア技術が欠如しているとの課題を解決するため、自主イノベーション能力の向上と、科学技術成果の産業化が重要な鍵であるとされている。この政策を推進するにあたって、国際協力を深層化し、政策サポートは同等条件のある外国企業にも適用するとされていることから、関連する個々の制度やその運用について、実質的にも外国企業に対して差別的、排他的なものとならないようにすべきである。

産業技術創新戦略連盟

企業、大学、研究機関の連携、すなわち産・学・研連携による技術イノベーション、技術標準のプラットフォームとして、産業技術創新戦略連盟が制度化されており、すでに100を超える産業戦略連盟が科学技術部に批准されている。企業を主体とし、産・学・研を結びつけたイノベーションシステム作りが政策的方針となされている中、政府主導のもと、国家重点プロジェクトや業界技術イノベーションのプラットフォームとしての役割や、産業技術政策研究、標準策定の役割を担っている。政府主導の産業技術活動の一つの中心であり、オープンイノベーションを進展させる観点から、活動の透明化や情報の共有が望まれる。

中国の「自主創新」への懸念

中国は中長期計画において、技術の対外依存度を30%以下とすることを目標とするなど、独自の知的財産権の獲得によるイノベーション（創新）型国家を目指している。技術力を高め、イノベーション型国家に向けて取り組むこと自体は、大変意義あることである。

しかし、イノベーションが1機関や1カ国では生み出せるものではなくなり、オープンイノベーションの必要性が世界的に高まる中、仮に、実質的にオープンでない制度のもとで産業政策と結びつくことになれば、却って、イノベーション国家への道から遠ざかることが懸念され、個々の制度や運用がそのような方向に進まないことを強く望む。

すでに2011年6月に執行停止が発表されているが、2009年11月には、「国家自主創新製品の認定に関する通知」が公布され、自主創新と政府調達とを絡めた政策が発表された。この制度に対しては、実質的な外国企業からの製品調達に差別的な要件を課すものだとして、2009年12月に、日米欧など34の団体が「当該規制を進めないよう強く求める」共同書簡を発出し、さらに2010年11月には、中国日本商会は財政部からの要請に基づき、改めて意見書を提出した。

科学技術振興策を進める上で、中国国内に閉じた独自路線やそのための保護主義的な措置・制度は導入されるべきでないことを引き続き強く求めると同時に、一部の地方政府で継続している同様な政策は、中国政府における科学技術・イノベーションの国際化という大方針と整合されるべきである。そのような方針に基づき、日中は戦略的互恵関係を突き進め、互いに協力・補完することで、新たなイノベーションを生み出し、世界に向けて発信していくべきである。

＜建議＞

①真のイノベーション実現に向けた政策や取組に進展が見られる一方で、自主創新の概念に「再創新」を含め、既存技術を若干変更・追加しただけでも中国独自の「自主創新技術」であるとして政策誘導することには、大きな違和感を感じざるを得ない。国家自主創新製品認定制度について、政府調達とのリンケージを外したことは高く評価できるが、実際の運用において恣意的な運用が行われないようにしていただきたい。また、地方政府において外国製品を排除する認定制度が一部存続しているため、中央政府の制度と整合性をとることを要望する。さらに、今後も同様な措置が導入されることがないよう強く要望する。

②「ハイテク企業認定管理弁法」において、ハイテク企業として認定されるためには、主たる製品の知的財産の中国内の現地法人への帰属が求められているが、外資系グローバル企業にとって現実的ではないため、見直すべきである。

③国家ハイテク企業の認可基準の一つ「開発費の売上高に占める研究開発費の割合」に関し、研究開発業務自体に変更がなくとも売上高が膨らむことで基準に合致しなくなるため、計算に際し、完成品輸入販売に係る売上高を除外できるようにするべきである。

④ハイテク企業への優遇策に関し、製品化プロセスとの連携のために工場の一部門として実施されている研究開発についても支援が受けられるようにしてもらいたい。

⑤現在、中国に設立・登録された外資系企業のR&D部門は、基本的に中国政府の科学技術プロジェクトへの参画や研究開発ファンドへの参加・申請ができず、外資系企業が参加可能となる制度に改めてもらいたい。

⑥技術輸出ライセンス手続が、中国国内で自主開発された技術を念頭に制度設計され、国外からの委託研究開発に際して煩雑である。積極的に中国への委託研究開発を行えるよう、手続の簡素化をするべきである。

⑦中国国内でグローバルに展開する開発業務を行う際、必要となる機器や対象機器の中国国内の販売規制が障害となる場合がある。例えば、ゲーム開発には対象機器の入手が必須であるが、国内販売規制によりゲーム機器の入手は困難であり、中国国内での開発業務を請け負うことができない。ゲーム機器販売規制を始め、各種開発の障害となる販売規制については、継続的に緩和、見直し、手続きの簡素化を進めるべきである。

⑧商標権や模倣品販売への対策など、知的財産保護のための法制面での改善が見られ、評価できる。引き続き、実施面での運用の透明化や企業モラル向上に努めるとともに、例えば官公庁への各種許認可申請の際に、各現場などにおいて、明確な必要性の説明がなされない資料を要求されることが無いように指導を徹底してもらいたい。

⑨一定レベルの試験設備を保持し、試験可能な環境を整えた信頼できる公的試験・検査機関の充実に努められたい。

第10章 物流の現状と問題点

2013年の中国国内総生産（GDP）は56兆9,000億ドルで、前年比7.7%増となり、伸び率は昨年に続けて８％を割り込んだ。輸出入総額は４兆ドルを突破し、新たな大台に乗った。表１の通り輸入の増加比率は昨年に比べて大きいものとなった。

物流面に焦点を当てた場合、表２の通り貨物輸送重量も貨物回転量（貨物重量に輸送距離を乗じた指数）も合計ではそれぞれ9.9%、7.3%と増加しているものの、総貨物量の９割弱を占める道路運送、水運は増加率が鈍化した。

表1：中国の輸出入総額の比較

（単位：億ドル）

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2013年	22,096	7.9%増	19,504	7.3%増	41,600	7.6%増
2012年	20,489	7.9%増	18,178	4.3%増	38,668	6.2%増
2011年	18,986	20.3%増	17,435	24.9%増	36,421	22.5%増

出所：2011/2012/2013年国民経済と社会発展統計公報

表2：2013年中国の輸送モード別貨物輸送量比較

【　】内は2012年

	貨物輸送重量（単位：億トン）		貨物回転量（単位：億トン・キロ）	
輸送モード	重量	対前同増	回転量	対前同増
鉄道	39.7【39.0】	1.6%【△0.7%減】	29,173.9【29,187.1】	0.0%【△0.9%減】
道路	355【322.1】	11.3%【14.2%】	67,114.5【59,992.0】	12.7%【16.8%】
水運	49.3【45.6】	7.5%【7.0%】	86,520.6【80,654.5】	5.9%【6.9%】
民間航空	0.056【0.054】	2.3%【△2.0%減】	168.6【162.2】	2.9%【△6.8%減】
パイプライン	6.6【5.3】	6.3%【△7.8%減】	3,500.9【3,149.3】	9.0%【9.1%】
合計	450.6【412.1】	9.9%【11.5%】	186,478.4【173,145.1】	7.3%【8.7%】

出所：2012/2013年国民経済と社会発展統計公報

2013年の回顧と2014年の展望

一昨年来の日中関係悪化の影響として、日本製品の不買運動等により、日系大手自動車メーカー各社が減産を強いられる等の影響があった。また一部の地域では輸入貨物に対する検査率引き上げを実施しているとの情報があったが、港や空港にて貨物が停滞するなどの大きな問題には発展せず、中国における通関事情については大きな混乱は見られなかった。しかし、こうした日中関係の変化の中でチャイナリスクを考慮し、今後の中国への新規進出や事業拡大を疑問視する声もあり、日系物流企業として、この市場環境の変化にどう対応していくかが重要な課題となってきている。

2013年の当白書においては、中国物流を取り巻く変化の中で日系企業としてどう対処していくかという視点から、物流サービスの向上に向けた課題を中心に、中国国内物流が抱えるいくつかの問題点と20の建議をさせていただいた。しかしながら道路輸送における過積載取り締まりの強化、輸出入通関手続きのEDI化と輸入通関時の開封検査率の改善などにおいて若干の改善はみられたが、残念ながら大きな改善はみられなかった。2014年の当白書では、多くの部分において前年と重複する内容があるが、この部分の解決と充実こそが、今後の中国における物流業の健全な発展と経済成長への貢献につながると考えられるため、再度指摘させていただきたい。

国内物流における問題点

2011年春に公表された第12次五カ年規画において、①省エネ・環境保護、②新世代情報技術、③バイオ、④最先端の製造業、⑤新エネルギー、⑥新素材、⑦新エネルギー自動車、の7業種を「戦略的新興産業」と位置付け、物流面における課題として、インフラの拡張と共に、CO2排出量削減へ向けたクリーンテクノロジーやモーダルシフトといったソフト面への配慮へと方向転換を行ってきた。

かつての中国の物流問題といえば、一昔前まではインフラの発展状況に対する議論が多く、道路の延長距離と鉄道敷設距離や港湾・空港設備の状況などを踏まえて貨物量の伸び率を捉えて議論するというものであった。しかし最近では、インフラの急速な拡充と整備が進んでいる中で物流の仕組みや法規制の整備などソフト面の充実が非常に重要であり、市場のニーズを先取りしたサービスの提供と、それを一歩進めた提案を行うことが重要であるという、物流をハードとソフトの両面からとらえた議論になってきている。こうしたソフト面の充実を実現していくためには、荷主が物流をより使いやすいものにするための法規制整備や適正価格を維持できる仕組みの構築など、物流サービスの向上につながる基本的政策の実施が前提条件となってきている。

各輸送モードにおける共通の課題

政府や民間による巨額投資によって、急速に交通インフラが整備され、各輸送モードのキャパシティは増強されており、輸送面における需給ギャップも改善されてきている。一方では、物流インフラのようなハード面での改善以外にも、法制度などソフト面での改善要求が現れてきており、外資系企業のみならず、国内企業や荷主側からも現状の物流に対する不満や、物流サービスの高度化を求める声が強くなってきている。

航空貨物輸送に関する問題点

安全の確保と広胴機導入の必要性

航空機の運航において安全確保は最優先されるべき課題であり、輸送される貨物の多様化が進むなかにおいて、搭載される貨物が安全管理を司る当局によって把握される仕組みの強化が必要である。現状、空港における貨物に対するX線検査がほぼ全量で行われているものの、画像による危険要素の発見では看過される可能性を否定できない。ゆえに、諸外国で実施されているような、運送業者及び荷送人に対しても、委託する貨物が航空機の運航に影響を与えないものであることを宣誓させ、違反した場合には処罰を含む対応がなされる等の仕組みが作られ、さらなる安全確保に努めることは論を待たない。

また、国内航空路線においては、依然として狭胴機の使用割合が高く、搭載される貨物の大きさや重量が制限されている。一部業者において広胴機を使用した貨物機の運行が行われているが、便数や区間が少ないことから、依然として航空貨物運送に便利であるとは言い難い。広胴機の導入が進むことで便数が減少する不便が発生し、旅客の利便が損なわれる可能性があるが、可能な限り両立できるような運行本数政策を執行することで旅客と貨物の双方の利便性が高まるようになることを要望する。

道路貨物輸送に関する問題点

道路インフラ構築の課題

経済成長を背景に各物流インフラの構築が進んでいる中で、依然多くの課題を抱えているのが道路インフラの実態である。インフラ構築を急速に進めたことで貨物自動車による長距離輸送が可能となったものの、有料道路が大半を占めるため、道路通行料が他の費用に比べ高いなど、長距離貨物自動車運送事業者にとって大きな負担となっている。また、過積載や手抜き工事などにより、路面が設計耐用年数よりもはるかに劣化していることや、長距離輸送ドライバーに必要なパーキングエリアが少なく労務管理と事故防止の面からも課題が残っている。

環境対策への取組みの必要性

物流における環境負荷の約９割が自動車運送によるものといわれているが、中国においても貨物自動車の台数と燃料消費の増加に伴う、排気ガスによる環境汚染の問題が深刻化している。環境保護部は、年々増大する環境汚染に対して、EU並の環境基準を設定し、排気ガス規制に取り組んでおり、2013年７月より欧州・ユーロ４に相当する「国４」基準への実施を公示し、今後自動車の環境保護型生産に対する検査基準のレベルアップと、自動車メーカーに対する厳格な監督・管理を強化するとしている。しかし、その性能を十分に発揮できる良質な燃料の供給が十分にできていないという問題や、排気ガス浄化装置そのものが故障してしまう事例もあり、こうした施策が環境対策として充分に機能しているかどうかを検証する仕組みが必要である。また、国内トラック輸送の運賃水準がコンプライアンス違反を前提として形成されている現状の実態を踏まえ、非適合車種に対する徹底した取締りを実施することにより、不当な運賃競争を防止していただくことを要望する。

過積載取り締まり強化の必要性

中国における道路輸送を取り締る法律では積載基準を超える車両が、重量制限のある道路・橋梁・トンネルの走行することを禁止している。しかしながら軽油価格の上昇や大型車両の大量参入による貨物自動車運送事業者間の激しい競争によって、貨物自動車の過積載が常態化しており、それに対する有効な取締り措置が取られていないという実態がある。過積載の取締りは、各地方公安部門が担当しているが、地域によって取締り措置が一様でないことも過積載の減少を阻害している。高速道路進入時における車両総重量を厳格に計量するなど、過積載防止の対策も行われているが、迂回などで規制を逃れるケースも少なくなく、一部の地域においては、罰金より高い通行料を支払う代わりに、過積載車両の運行を認めるなど、過積載に対する各地方行政の対応の差異がみられる。過積載は貨物事故にもつながるため、取締りの強化と罰則の統一などが急務である。

慢性的な交通渋滞に対する対応策

主要都市における慢性的な交通渋滞や多発する交通事故も、効率のよい物流サービス提供を妨げている。上海他多くの都市では、交通渋滞を緩和するための措置として貨物車両に対し日中の市内進入規制やナンバープレート規制等の取り締まりが実施されているが、交通量を減らすための抜本的な政策がないため、円滑な交通が実現できていないのが現状である。

鉄道貨物輸送に関する問題点

国内鉄道輸送の速度向上と定時性確保

高速旅客鉄道線や旅客列車専用線が全国各地に建設されていることにより、貨物列車の走行する在来線線路は線路容量が増えていることから、貨物列車の増発が可能な状況になっている。鉄道貨物においては、一部区間で設定されている「五定列車」（発着駅・経由地・列車番号・発着時刻・運賃の５項目を定めた貨物列車）を除いては、各貨物駅相互間の短距離輸送をつなげて長距離輸送を実現しており、貨物量が規定量に達しなかったことによる発車の見合わせなどにより定時性が保たれない事象が頻発している。高速鉄道の増発にあわせて旅客列車の削減が少ないながらも行われていることから、この削減された部分に旅客列車並みの速度を持って定時性を確保した貨物列車の登場が待たれる。

国際鉄道輸送における運行安定性の向上

2012年に国際鉄道輸送会社「渝新欧（重慶）物流有限公司」が重慶に設立されて以降、内陸の主要都市を中心に欧州向け鉄道輸送を担う会社が設立されている。航空貨物と海上貨物の中間の運賃と輸送時間をもった鉄道輸送は、環境保護の観点からも注目されており、年々輸送量が増えている。一方で、一定期間内に規定量に満たない貨物しか集まらなかった場合には、予定されていた列車の運行が急遽中止されるなどの事象も発生しており、まだまだ安定的な輸送サービスが提供されているとはいえない状況にある。運行安定性が高まることで、内陸各地や沿岸に近い地域から発送される貨物も本サービスに誘導されることが期待できることから、中央政府が推進する「西部大開発」政策がより一層進み、内陸経済のさらなる発展が見込まれるものと考える。

水上貨物輸送に関する問題点

運航の安定性の確保

中国における内航海運（水運）は、沿岸部の海上輸送及び河川輸送がある。2013年の貨物輸送量は約49億トンで国内貨物輸送量の11％弱を占める。トンキロベースにおいては、2013年8.6兆トンキロとなっており全輸送モードの約46％を占める。1990年で約44％であったので、緩やかながらも伸長している。参考として道路運輸は貨物自動車の高性能化、高速道路の発達もあり、同時期に３倍弱伸長した。

2009年、三峡ダムが完成したことにより、大型船舶による長江の運行が可能となった。しかしながら渇水による水量不足等の自然条件の影響により、安定した運行ができずスケジュールに不安定さが残る。

大都市において港湾整備・荷役施設の整備は進んでいるものの、実際の運航においては輸送機材（船舶他）の新規代替が進まないことから輸送効率が上がらない。また航路状況の不安定さによりスケジュールの遵守が困難なことから、近代的な物流を担う手段とするには更なる時間が必要となる見込みである。

＜建議＞

＜国際貨物における通関・検疫関連＞

①企業のサプライチェーンにおいて、在庫を最小限とすることが主流となっている昨今、法令規則の変更と火急な運用は混乱をもたらしている。通関時開梱検査率の突然の運用変更は、制度上不当なものではないものの、企業の生産活動や販売活動に大きく影響し、市場への安定需給にも影響を及ぼす。特に政治的背景等による大幅な変動は、企業の対中投資意欲にも影響するため慎重な対応を望む。

②食品の輸入手続きにおいて、商検局の審査、商品試験、衛生証明取得から中国国内販売許可に至るまでに多大な時間（30～60日間）を要するため、貨物の港頭内保管に関する費用が高額になり、また、賞味期限が短い商品の場合は最悪、輸入許可・販売許可を得た時点で商品にならない機会損失が発生し、食品輸入ビジネス拡大を妨げている。また、商検審査官による法規制解釈の見解相違等も散見される。貨物到着前の事前審査、サンプル分析結果の適用等による手続き時間の短縮を望む。

③中国向け中古設備輸入の申告価格に対する税関審議は規範化されておらず、往々にして時価を大幅に上回る価格を提示し、企業若しくは荷主は思わぬコスト負担を蒙ることとなってしまう。中国進出の企業、特にメーカーにとっては自社用や増産に対応する諸設備などを調達する為に、中古設備の輸入がどうしても避けられないので、スムーズな輸入通関と規範的な価格審議が切に望まれる。現状では、形式的な価格協議があったものの、所詮、税関が提示したいわゆる“合理的価格”を認めなければ、輸入通関が捗れないのは分かっているので、従わざるを得なくなる。審議基準の明確化を強く求められたい。

＜航空貨物輸送関連＞

④航空会社上屋内への立ち入りが禁止されており、ダメージ・ミッシング等のイレギュラー発生時は、途端に当上屋内が“ブラックボックス化”してしまい、迅速なダメージ発生原因や発生場所の特定が困難となる。また、輸入貨物の引取り時に引渡し担当者レベルでダメージレポートを発行しないケースがあり、責任所在の明確化やその後の保険処理に支障をきたすケースが稀に発生する為、継続的に改善を求めたい。

⑤空港ターミナル内での粗雑な荷扱いに起因する貨物破損事故が依然頻発している。本来は航空会社引渡（輸出）、ターミナル搬出（輸入）迄は航空会社の責任範囲であるものの、ターミナル内作業については既得権のある特定業者の“聖域”となっている特殊な地域性により、改善による品質向上を目的とした原因究明を航空会社を通じて要請するも情報開示されない事が多く、原因究明に至らないケースが非常に多い。そのため荷主若しくは物流業者で行わざるをえない保護措置及び立会作業は費用・労力に加え納期面での負担も余儀なくされている。作業品質改善・指導による荷主サービス向上の為、且つ空港ターミナルの公共性も鑑み“聖域”の開放及び輸送品質向上へ向けた作業関係者への品質意識啓蒙及び指導を強く要望する。

⑥空港地区における税関申告内容の訂正に非常に時間を要しており利用航空会社の変更や申告撤回を行う場合に納期面での負担が非常に大きいものとなっている。加えて昨年より輸出申告方式がハウスエアウェイビル番号を用いての申告へ変更となったものの、以前同様マスターエアウェイビル番号の記載も必要である為、変更事項発生時の所要時間を懸念することにより混載化の大きな妨げとなっている。利用航空会社選択、変更の簡便性及び混載化による荷主利便性向上の為にも税関申告処理の迅速性、簡易性を要望する。

＜海上貨物輸送関連＞

⑦輸出貨物のCY（コンテナヤード）搬入前申告ができるようにして欲しい。併せて、CFS（コンテナフレートステーション）での税関検査、三検検査ができるようにして欲しい。仮に、物流業者に対する信用度が低いのであれば、通関業者ランクA・B級に対象をしぼり対応可否を検討して欲しい。

⑧輸出入通関手続きのEDI化が進んでいる一方、荷主提供情報の相違による申告入力情報の訂正に要する時間が長すぎ、情報訂正完了までに相当な時間がかかる。「訂正」に関する手続き、処理の簡素化を望む。通関手続きのEDI化の弊害として、システムがダウンするとすべての手続きがストップしてしまう恐れがある。また一部データが消えてしまうこともあり、バックアップ体制の強化を望む。

⑨内容が不明な港湾雑費（CIC、ECRS等）があり、シッパーへの負担が大きくなっている。港湾で発生する費用については明確な目的、内容を公示して欲しい。

⑩輸入貨物に対する商品検査について、税関・商検局の指定業者による作業対応（コンテナデバンニング作業、開梱作業、横持ち輸送作業など）が手荒であることから、商品貨物へのダメージ、汚れ防止に努めていただくよう徹底願いたい。

⑪マニフェスト訂正等変更処理に必要以上に時間を取られ、また明確な理由もなく処理が遅延する為、その後の通関、配送等の手配がうまくコントロールできない。ある程度の時間軸や遅延理由を明確にする体制を整えてもらいたい。

⑫本船遅延や抜港、目的港での入港遅延など本船に関する情報伝達体制が明確でなく、同様に貨物ダメージやミッシング等発生した際の報告体制も徹底してほしい。

⑬海上貨物輸送にだけ関わることではないが検査強化等発生した際に、税関職員の数が十分でない為、必要以上の時間を要している。

⑭引越貨物の居留許可日数について、個人の場合パスポートの居留許可日数が351日に満たない場合、税関が免税輸入に必要な開封（自用物品申請表）を発行しないルールとなっているが、赴任初年度の場合、外国人就業証申請日から14日以内の居留許可取得は非常に厳しく、30日以内等に変更するなど緩和措置が必要である。

＜道路貨物輸送関連＞

⑮物流業者の一部にはコンプライアンス概念が低く、それにより低コストを実現している事例がある（過積載・超過労働・車両保険なし・車検

未実施など）。この為、コンプライアンスを遵守する物流企業にとって価格競争力の低下を引き起こしているが、法例遵守が市場原理と矛盾しないように違法行為の罰則強化を望む。また、省ごとにも規制が相違しているため、国家基準を各省が統一して施行するようにあわせて要望する。

⑯一部の都市における市内トラック走行に必要とされるライセンスの新規発行が実質機能していないと思われる。一部地場大手物流企業には新規発行がされているという情報があり優遇措置があると思わざるを得ない。今後、ニーズが高まるであろう小売系配送業務への参入にあたって大きな障壁となっており強く改善を望む。

⑰トラックの高さ/重量/幅の各制限が遵守されていない車輛が多く見られる。道路運送法が有名無実化しており省によっても取り扱い方法が異なるため、全国統一基準として法制化して欲しい。

⑱高速道路網が急速に整備されるなか、付帯するインフラの整備が追いついていない。特に長距離輸送ドライバーに必要であろうパーキングエリア（サービスエリア）が少なく労務管理と事故防止の観点から課題が残る。

⑲公用行事等で高速道路または港湾道路が予告なく封鎖され、物流動線の確保が困難なときがある。また、道路状況（渋滞、天候、工事、封鎖）の事前掲示がほとんどなく、突然悪条件に遭遇するケースがあるため、回避ルートの選択ができる様改善を望む。

⑳低温保冷輸送のニーズが高まる中、コールドチェーンが未熟な状況にあるため、ハード・ソフトにおける奨励政策（公的支援）をお願いしたい。

㉑特に郊外地区の夜間においては乗用車、貨物車の双方において信号無視が多発している状況。これにより、ルール遵守している側においても不条理な「もらい事故」に遭遇するリスクがあるため、信号無視に対する取り締まりを強化してほしい。

㉒急速なインフラの発展にあわせ高速道路も拡張傾向のなか、高速料金の割高感がある。物流業界活性化のために、支援策などを期待する。

㉓郊外の一般道での状況として、劣悪な路面（凸凹）が存在する。貨物に対する実害を防ぐため、また、水溜りの水がエンジンルームに入り込むなど、車両にも支障をきたすので、路面整備を要望する。

＜鉄道貨物輸送関連＞

㉔鉄道輸送は軍事物資、石油・石炭・鉄鉱石等の国家計画基礎物資が優先のため、一般貨物は優先度が低く慢性的にスペース不足。仕向地へ到着するまでに貨車の再編成が行われる為、正確なトレース・定時性の確保が困難である。環境保全の観点から商業貨物を鉄道輸送へシフトできる様仕組みの改善をお願いしたい。

＜保税関連＞

㉕保税区域での倉庫業務につき、増値税が課税されるのは国際的（特に非居住者在庫オペレーションをおこなっている海外の顧客）には理解を得られない。他国の物流サービスの役務に関わる消費税の課税/非課税の区分のように国際的に理解ができうるようにして欲しい。保税輸送については、一部の幹線路線では行われているものの未だ事実上は混載サービスが提供できていない。これにより非効率な輸送が行われており、近年内陸に進出する加工貿易企業の物流コストを上昇させている。

＜交通運輸業に適用する増値税の運用について＞

㉖2014年1月1日より適用開始となった国際運輸代理サービスへの増値税適用（財税制[2013]106号）について、引続き矛盾の多い運用となっている。航空会社、船会社等『キャリア』より運賃を徴収し輸送する国際運輸代理サービスは「免税」取引であるが、『販売代理店』より運賃を徴収し輸送する国際運輸代理サービスは「課税」取引となっており、一般的に販売代理店より徴収するケースが多い日系運輸代理業者には非常に不利な状況にある。適用の理由として国税当局は、代理業者と販売代理店間の取引は煩雑でチェックが困難なため「免税」取引とは認められないとの見解。周知の通り、国際運輸代理サービスは「免税」取引であることが国際的に認知されており、中国での代理サービス料金に対する「課税」運用は、海外顧客及び中国内グローバル企業へ転嫁できない中国内代理業者が増加税を全額負担しなければならないという状況となっており、運用の見直しを求む。

第11章
政府調達の現状と問題点

2013年、中国政府は、政府調達に関連するプロジェクト（対象及び範囲）に重大な調整を加えた。政府調達プロジェクトを一部減らしたもので、主に次の内容が含まれる。①一般公用車の調達の減少、②エコオフィス及び事務のペーパーレス化のために、事務用プリンター設備の調達の減少、③『党政機関によるビル・堂・館・所の建設停止及びオフィスの整理に関する通知』を徹底的に実施するため、政府プロジェクトにおける調達の減少等の措置が採られた。他方では、政府調達プロジェクトを一部追加し、主に、①保障性住宅の政府調達の増加、②流動人口検査管理サービス調達の増加、③監査サービス調達の増加、④資産評価サービス調達の増加、⑤良種及び農業機械の調達の増加、⑥小中学生の無償教材の調達の増加等の措置が含まれる。

このような「減少」及び「増加」は、表面上、調達項目（対象及び範囲）に変化が生じているが、実際には、「三公」経費を圧縮し、政府の機能を転換するために不可避の措置である。社会経済の発展及び政府機能の変化に伴い、政府調達は、今後、政府機能部門の職務により多く、深く入り込んで、積極的な役割を果たしていくことが予想される。2013年の全国政府調達に関する最新統計データは未発表ではあるが、専門家は今年の調達規模が一定幅で増加することに楽観的な見方を示している。

もっとも、現状、政府調達に関して、『入札募集・入札法』と『政府調達法』が矛盾し、『政府調達法実施条例』がまだ公布されておらず、法制環境が不完全である等の重大な問題がまだ解決されていない。また、管理方法において行政側の監督管理は過度に多い一方、市場のメカニズムがあまり運用されていない、対外開放が不十分等の問題が依然として顕著である。

2013年の動向

中国は、WTO『政府調達協定』（GPA）への加入交渉を積極的に継続

中国政府は、2007年末にWTO『政府調達協定』（GPA）に関して正式に交渉を開始し、2013年は中国がGPA加入交渉を始めてから７年目にあたる。財政部をリーダーとする作業グループは、世界貿易機関に対してすでに入札リストを５部提出している。現在、交渉業務は、副総理をトップとする交渉リーダーグループが担当しており、財政部の朱光耀副部長によると、GPA加入交渉では、入札リストについて共通認識に達することが一貫して難しい状況にあるという。朱副部長は、「加入は国内企業にとって打撃となろうが、将来的に秩序ある市場経済を打ち立てる助けとなるものであり、中国ではGPAへの加入を非常に重視している」と述べている。目下、中国のGPA加入交渉には多くの困難が伴っており、例えば、政府調達法及び入札募集法の調整、GPAとの関連付け等の問題が挙げられる。これらの問題の解決に向けて、中国では改革措置を積極的に採り、関連内容について調整を行っている。

政府調達の内容を一層厳格に規定

『政府機関が正規版ソフトウェアを使用することに関する管理弁法』の制定

2013年8月15日、国務院弁公庁は『政府機関が正規版ソフトウェアを使用することに関する管理弁法』（以下「管理弁法」という）を公布した。管理弁法は、近年のソフトウェア正規版化業務における好ましい方法、経験及び政策措置を十分吸収し、正規版ソフトウェアの範囲、ソフトウェア正規版化業務の責任、ソフトウェアの調達及び経費の保障、ソフトウェア資産管理、管理監督責任、責任追究等の6つの方面から、政府機関が正規版ソフトウェアを使用することに関する業務枠組みを全面的に規定し、責任が明確で、分業により協力し、効果的に保障し、監督管理を規範化するソフトウェア正規版化業務の枠組みを構築し、政府機関のソフトウェア正規版化業務の規範化と常態化に制度の面から保証を与え、取扱いのしやすいものとすべく、政府機関ソフトウェア正規版化業務に関して政策の根拠と行動のガイドラインを提供した。

『中央予算単位大量集中調達管理暫定施行弁法』の制定

2013年8月、財政部は、政府集中調達改革を深化させ、政府調達行為をさらに規範化し、財政資金の使用効率を引き上げることを目的として、『中央予算単位大量集中調達管理暫定施行弁法』（以下「暫

定施行弁法」という）を公布した。

1.協議による商品提供における調達数量の上限の規定

暫定施行弁法では、大量集中調達の範囲に組み入れられ、緊急の、又は小口特別調達で大量集中調達を利用できない品目について、中央予算単位は、主管予算単位に報告して許可を得た後、協議による商品提供の方法によって調達することができるが、各部門の協議による商品提供調達の数量は、同類品目の前年購入総数の10%を超えてはならないことを規定した。

2.調達活動の期間等具体的な実行に関する規定

暫定施行弁法では、毎期の各品目に対するニーズの特徴と計画数量を踏まえて、法により公開の調達募集、引き合い等の調達方法を採り、25業務日以内に調達活動を完成しなければならない旨、規定している。落札したサプライヤー名、落札製品の完全な技術サービス基準等の情報を中国政府調達ネットワーク及び各集中調達機構のウェブサイト上で速やかに公告しなければならない。ニーズが特別等の原因により、調達活動が失敗した場合、関連する中央予算単位に速やかに通知してニーズの基準を調整し、改めて調達を組織しなければならない。

3.暫定施行弁法の発効及び関連規定の廃止

暫定施行弁法が2013年9月1日に施行されたと同時に、『中央単位大量集中調達試行業務を一層推進することに関する通知』及び『デスクトップ式コンピュータ及びプリンタの大量集中調達試行業務の整備に関する補足通知』は廃止された。

『政府が社会の組織からサービスを購入することに関する指導意見』の制定

2013年9月26日、国務院弁公庁は『政府が社会の組織からサービスを購入することに関する指導意見』を正式に公布して、公共サービス分野にて社会の組織をさらに利用し、政府のサービス購入を強化するよう明確に求めた。

当該指導意見において、政府が社会の組織からサービスを購入することの重要性を十分認識していることを主に述べ、購入主体、引受主体、購入内容、購入枠組み等について詳しく記載している。当該指導意見は、政府が社会の組織からサービスを購入する目標任務は、2020年までに、政府が社会の組織からサービスを購入する比較的整備された制度を全国規模で基本的に確立し、経済社会の発展に適応し、効率的で合理的な公共サービス資源配分システム及び供給システムを作り上げ、公共サービスのレベルと品質を顕著に引き上げることにあることを明確にした。

『政府調達品目分類目録（試行用）』改正版の制定

2013年10月、財政部は、新たに改正された『政府調達品目分類目録（試行用）』を公布した。新たに改正された当該政府調達品目分類目録では、目録は貨物、工程、サービスの3大分類を54の第二次分類に分けている。従来のものと比べ、新たに改正された目録は、品目の範囲が全面的で、分類が標準化され、細分化され、品目の定義と説明が明確になっている。

新たに改正された目録は、主に中国のGB/T14885-2010『固定資産分類とコード』、GB/T7635-2002『全国主要製品分類とコード』、GB/T4754-2011『国民経済業界分類』、『統計用製品分類目録』（2010年）を根拠とし、国連の『主要製品分類』（CPC）、世界貿易機関GNS/W/120『サービス部門分類リスト』及び他の業界基準を参考としている。目録は、中央及び地方にてすでに調達を実施し、又は将来のある時期に調達にかかわるすべての貨物、工程及びサービスを網羅し、かつ貨物、工程、サービスの3大分類を54の第二次分類に分けている。このほか、各二級分類の下にある明細品目のレベルは、主に政府調達管理の現状を踏まえて確定され、品目の定義及び説明は、関連する国内及び国際基準の定義及び説明をできる限り採用しているが、一部の内容については処理の簡素化が図られている。

今回公布された目録の試行期間は1年となっている。財政部は、各級財政部門、予算単位及び調達代理機構が使用する過程で、業務の実際を踏まえ、現行の分類システムの枠組みにおいて、品目を拡大できることを明確にしている。試行用期間が終了した後、財政部は質検総局と共同で、目録のさらなる改正整備を行い、関連する分類基準を正式に公布するという。

『党政機関の節約を励行し、浪費に反対する条例』の制定

2013年11月18日、国務院は、『党政機関の節約を励行し、浪費に反対する条例』（以下「条例」という）を公布し、政府調達監督管理弁法を適切に整備する内容について規定した。

近年政府調達において露呈している問題について、手続を重視し、内容を軽視することによってもたらされてきた従来の調達浪費行為を適切に正すため、『条例』は、政府調達行為を重点的に規範化し、政府調達において、公開性・透明性、公平競争、信義則を遵守しなければならないことを強調したほか、調達ニーズの確定、調達手続きの実施、調達検収の組織という3つの段階から政府調達の監督管

理を強化した。また、『条例』では、協議による商品提供の濫用によってもたらされている、多くの政府調達において公開性、透明性、競争性の欠けている問題に対して、協議による商品提供調達の数量及び規模を厳しく制御することを強調し、協議による商品提供を項目に分けることで公開による入札募集を回避してはならないとしている。

『電子入札募集・入札弁法』の制定

商務部等の8つの部門・委員会は共同で、2013年2月4日に、『電子入札募集・入札弁法』を公布した。従来の入札募集・入札と比べ、電子入札募集・入札は、調達の透明度向上、資源及び取引コストの節約、技術手段を利用して、欺瞞、裏工作、通謀による入札、潜在する入札人の制限排斥等の突出した問題の解決において独自の優位性をもつ。

『電子入札募集・入札弁法』は、主に、電子入札募集・入札の発展にあたり現在直面している一部の問題について規定している。

1．電子入札募集・入札の法的地位が不明確である問題について、データグラムの形式と書面の形式による入札募集・入札活動は同等の法的効力を有することを規定した。

2．各種プラットフォームの位置づけが明確でない問題について、取引プラットフォーム、公共サービスプラットフォーム及び行政監督プラットフォームの位置づけを明確にする。

3．電子入札募集・入札システムに存在するシステム障害及び情報孤島の問題に関して、相互接続と情報公開について規定し、電子身分相互承認を支持し、技術規格に適合するツールソフトウェア及び関連するプラットフォーム接続の制限又は排斥を禁じた。

4．電子入札募集・入札取引の安全性の問題について、制度及び技術の側面から、システム設計、技術規格、安全管理等について要求を提出した。

5．情報化の条件において監督管理が行き届いていない問題について、情報公開、信用枠組み、監督管理チャネル等を通して、電子入札募集・入札の特徴に適した監督の枠組みを作り上げた。

2014年の展望

政府調達の事後評価制度の構築

政府調達項目の事後評価とは、一般的に、政府調達をした貨物、設備又は工程等の項目の使用を開始した後の一定の時期に、政府調達項目について全面的な評価を行い、項目の実施及び運営に関して系統的かつ客観的な評価を行い、さらに、これを根拠として目標達成の有無を確認し、調達項目の合理性、有効性、科学性について点検することを指す。

政府調達項目の事後評価は、政府調達項目の全サイクルの最後の段階に位置付けられるが、ある新政府調達項目のサイクルの始まりとみなすこともでき、前半と後半をつなぐプロセスとなっている。政府調達項目の事後評価の実施、科学的方法の運用、政府調達項目の成功の程度の点検検証、経験及び教訓の総括、及び点検結果の政策決定機構、監督管理部門及び社会大衆への速やかなフィードバックを行うことは、政府調達項目の科学化を高めるための重要な措施であり、科学化を保証するものである。

中国で政府調達制度が構築されてからすでに10年余りとなるが、目下、項目の事後評価に関する理念の樹立、政府調達項目の事後評価制度の実施に至っておらず、関連する法律法規は打ち出されていない。政府調達の事後評価制度の早期構築を要望する。

市場化と合理化を考慮した調達サービスの原則

現段階において、政府主管機関は、政府の追加又は臨時的、段階的な公共サービス事項を社会が引き受けることがふさわしいようであれば、原則として、政府によるサービス調達の方法によることを求めている。また、調達サービスについて、政府機構を簡素化して、権限を地方行政部門等に委譲することを推進し、「すべて請け負う」ことを防止している（すなわち、市場化）。

もっとも、市場化を重視するのと同時に、政府が全面的かつ正確な職能の履行を確保し、政府が直接提供すべきであって、社会による引き受けに適さない公共サービス事項の市場投入を防ぐべきである。

そこで、企業、社会の意見を聞き取った上で、調達サービスの範囲、内容及び目録を真摯に決定し、経済社会及び政府機能の発展変化を踏まえて、合理的かつ動的な調整を速やかに進めていただきたい（すなわち、合理化）。

政府調達にあたり国内の一部産業の育成が必要

政府調達においては、まず財政資金の節約及び腐敗の防止が必要であるが、このほかにも政府調達は様々な政策機能を受け持っている。調達価格が低いほどよいというものではなく、「国内の小型企業は、大企業或いは外資企業に比べて価格及び技術面において優位性をもたず、国内の一部産業を育成する必要がある」ことに注意すべきである。

政府調達制度の管理上の重点を調整しつつ、政府の経済社会に関する政策目標の実現を保障し、根本から行政機能を高めていただきたい。

＜建議＞

①法執行機構と業界監督管理部門間の協調メカニズムの構築

現在、中国の一部の地方では、公共資源取引市場建設において、「一委一弁一中心（公共資源取引管理委員会、公共資源取引管理弁公室、公共資源取引中心）」の管理体制を実行している。すなわち、法執行機構、業界監督機関及び調達部門は、渾然として一体化している。このことは、政府調達法に規定される「管採分離（政府調達に関する管理機能の実行と調達機能の遂行を分離する体制）」の原則と一致せず、調達監督管理部門の監督管理能力を大幅に制限するものとなっている。

政府調達制度は、実施以来、制度の大いなる優越性を十分に示し、顕著な経済効果と社会効果を上げているが、政府調達の規範から外れた行為及び現象は時々発生しており、品質は劣りながら価格の高い案件が、時折露呈されている。その主な原因は、制度建設が停滞し、取扱いがしにくいほか、最も重要な点は、監督管理が十分行き届いておらず、法の執行機構と業界の監督管理部門との間の協調メカニズムの構築が不十分なことにある。

このため、政府調達の監督管理において、この欠点を速やかに補い、問題を案内役として、監督管理手段の革新を図り、従来型の、大雑把で平面的な監督管理モデルから、現代的で精緻かつ立体的な監督管理モデルへ転換されるよう要望する。

②有効な評価専門家による評価監督管理システムの構築

政府調達の過程でしばしば発生する腐敗問題の原因の一つとして、評価専門家の評価フィードバックメカニズムが構築されていないことが挙げられる。

政府調達の評価業務が終了した後、調達代理機構が評価専門家について評価を行い、評価表に記入し、調達監督管理部門に届け出て、職務失当行為のある評価専門家の責任を厳しく追及することを要望する。また、評価専門家のポイント制度及びポイント末位淘汰制度の構築を検討し、各審議専門家に対して統一された採点基数により、評価表を踏まえて適度な範囲内で所定の基準に基づき、基数に対して一定のポイントを加減して、評価専門家個人のポイントとし、年末に、統一して総括し専門家管理の参考資料としていただきたい。ポイント末位淘汰制度を採用して、入札評価専門家に対する管理が行われることを望む。

③政府によるサービス調達と人員のスリム化の統一化

政府によるサービス調達を通じて、事業単位及び主管部門の関係の合理化と脱行政化を進め、かつ、一部事業単位の企業又は社会組織への転換を推進することができる。もっとも、サービス調達の拡大により、一部事業単位、業界協会・商会で「サービスを調達しながら、人を養っている」現象が生じる可能性もある。

上記問題の発生を避けるため、政府によるサービス調達と事業単位の分類の改革、業界協会・商会の切り離し等の改革を関係付けるべきである。また、国務院の「財政により養う人員は減少するのみであり増加しない」という要求に厳格にしたがい、公共サービスの供給を有効に増やすと同時に、政府によるサービス調達の方法を通じて改革を支持する政策措置を積極的に検討・模索し、「実際の業務に伴い費用も移動する」仕組みを実現していただきたい。

④集中調達と分散調達を組み合わせた政府調達を重視

今般、程度は異なるものの、政府調達の限度額基準が上昇しており、これが分散調達に比較的大きな余地を生み出し、調達における柔軟性を高めていることは疑いないところである。もっとも、分散調達における不足を如何に補い、分散調達のメリットを如何にして十分に発揮させ、調達活動の限度額基準を引き上げるという大前提において、如何に健全に運用するかについては、現段階において、一定の問題が存在する。

欧米諸国が普遍的に実行している分散調達の奨励を要望する。もっとも、中国の国情

及び政府調達制度が実施されてから時間が短く、集中調達の規模も相対的に小さいことに加え、過去において中国では長期にわたり各部門、各単位が自ら調達モデルを実行してきたため、調達規模の効率が低く、腐敗が生じがち等の問題を誘発した。

このため、管理の規範化、支出の節約、腐敗防止及び政府調達政策機能の発揮という目標を出発点として、集中調達を主としながら、集中調達と分散調達を組み合わせた調達モデルを堅持するべきである。

⑤法律規定に関する事前公告及び事後監督

政府において、全国を対象に実施する条例、規則、基準、法規などの公表を予定していれば、実施時期、実施内容について、事前に全国範囲内各地方の関連部門へ照会が可能な状況にしてもらいたい。公表後、政府からの監査も不定期な実施を要望したい。

⑥日中韓 FTA、RCEP交渉における
政府調達章の追加

日中韓FTA交渉、RCEP交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。RCEP交渉および日中韓 FTA交渉の中に政府調達の章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、両協定において高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを期待する。

⑦政府調達の拡大、及び制限の減少

輸入製品が中国の政府調達の範囲内に含まれるよう改めると共に、入札後の条件交渉を撤廃してほしい。また、引き続き、日本の産業界の意見に耳を傾け、国際環境を考慮し（公共調達の場面における、米国・EUの中国に対する制裁条項等）、「政府調達法実施条例」を含む一連の関連法制度が早期に制定・公布され、中国が早期にGPAに加盟することを期待する。

第12章 中国での商工会組織の現状と問題点

商工会組織の問題点

中国における外国の商工会は、外国商会管理臨時規定によって管理監督されているが、この規定では一国について一つの「商会」しか認めていない。このため、北京の中国日本商会は民政部から認可された唯一の日本の商工会組織である一方、他地域の多くの商工会組織は未公認組織となっている。

中国各地の商工会組織は、親睦や相互扶助のほか、地元政府との調整、事業展開のサポート、地元社会への貢献など、重要な役割を果たしており、主な各地商工会の会員企業・団体数は、上海(2,227)、大連(753)、北京(738)、広州(616) 、蘇州(563)、深圳(458)、青島(402)等（出所:2013年全国日本人交流会会議資料）。

中国で生活する在留邦人数は2012年10月現在で15万399名が中国各地で生活している（出所:平成25年度外務省 領事局政策課 海外在留邦人数統計）。

知見が得にくい問題に関しては、技術的な専門部会で地域を越えた交流が始まっている。例として知的財産(商標・特許等)に関する部会が北京・上海・広州で情報を共有し成果を上げてきたところ、さらなる連携を進めるために一体的な活動も開始した。北京の活動例として、化学関係では中国当局や欧州の業界との交流を機会に危険化学品の規制動向に関して中国各地からの参加者を含めたセミナー開催を行うなど積極的な活動成果を残した。メディカル(医薬品・医療機器)に関して中国当局との交流を含めた活動が活発に行われ、2014年4月からは化粧品も含めたライフサイエンスグループとして活動範囲を拡大した。

今後さらにこの種の取組を進めるほか、専門分野に限らず、中国で起きる各種のIncident (出来事：政治・経済・制度・環境・邦人保護等)に対して各地の日系社会・商工会組織で知見を共有することも課題として求められている。

さらに、中国各地の商工会組織が直面している制度的な課題の例として、

（1）当該地方政府との交流・交渉において、未公認団体であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある

（2）組織としての銀行口座を持てない

（3）専従事務局員を必要とする大規模組織にて、その商工会事務局員の身分保証やビザ取得方法、事務所を借用の際に未公認組織なので契約に苦慮する

（4）現行法において会社の分公司のような支部組織を認める条文が無い。広大な中国で統一運用的な組織形態を構築する事も難しく、地方ごとの公認組織の必要性がある

などがある。これらの問題は、外国商会管理臨時規定が課題解決の障害要素となっている事例が多い。

外国商会管理臨時規定は、1989年4月28日国務院第39回常務会議決議に基づき発布し、1989年7月1日施行され、それ以降改版されていない規定である。2013年12月に民政部主催の外国商会登記管理工作会議が開催され、多くの外国商会が参加した。その中で、地方商会の登記が可能になった際の影響、地方組織の方向性等の意見を述べる機会が設けられた。今後の動向は不明であるが、中国に進出している外国企業の増加と実情に合わせ、規制の緩和と融通性のある運用を盛り込んだ規定の改定が望まれる。

適切な規定の改定は、中国進出外国企業の健全な発展とともに、中国社会と外国企業の交流促進にも資するものである。

＜建議＞

支部組織を認める、各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動が出来る外国商会管理規定への改正を要望する。